

紀美野町第2回定例会会議録

平成29年6月20日（火曜日）

---

○議事日程（第2号）

平成29年6月20日（火）午前9時00分開議

第 1 一般質問

---

○会議に付した事件

日程第1

---

○議員定数 12名

---

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富 枝 子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
10 番	小 椋 孝 一 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	美 野 勝 男 君

---

○欠席議員

7 番 北 道 勝 彦 君

---

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
-----	-----

町	長	寺本光嘉君
副町	長	小川裕康君
教育	長	橋戸常年君
消防	長	家本宏君
総務課	長	細峪康則君
企画管財課	長	坂詳吾君
住民課	長	仲岡みち子君
税務課	長	中谷昌弘君
保健福祉課	長	湯上ひとみ君
産業課	長	米田和弘君
建設課	長	井村本彦君
教育次	長	湯上章夫君
会計管理者		北山仁君
水道課	長	山本訓永君
まちづくり課	長	西岡靖倫君
美里支所	長	山口典子君
代表監査委員		向江信夫君

---

○欠席したもの

なし

---

○出席事務局職員

事務局	長	田中克治君
次	長	井戸向朋紀君

## 開 議

○議長（美野勝男君） 皆さんおはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

北道議員から欠席届が出ていますので報告します。

規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

---

### ◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は5人です。順番に発言を許します。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） おはようございます。議長さんの許可をいただきまして質問に移らせていただきます。

質問の1番目は、町内におけるメガソーラー発電事業計画について行います。

東日本大震災と原発事故以来の再生可能エネルギーの普及促進はそれなりに評価できると思います。特に、2012年、平成24年に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が、電気事業者による再生可能エネルギーの電池の調達に関する特別措置法に基づいて創設されたのを契機に、普及は着実に進み、太陽光発電を中心に導入が拡大しています。太陽光発電所づくりは、その地域で暮らす住民の意向を重視して進めることが大前提で、住民の理解を得ずに企業の利益本位で計画を強行することは許されません。

しかし、安全性の確保や防災、自然環境や景観の保全など十分な対策をとらず、無秩序な乱開発を進める事業者が地域住民とトラブルを起こすケースも多く、全国的に問題視されています。

和歌山市では、園部、六十谷、直川地域に面積74.3ヘクタール、発電出力48.8メガワット、直川・府中地域に面積132ヘクタール、発電出力76.6メガワット、合わせると甲子園球場の5.3倍近くにも及ぶ二つのメガソーラー発電所建設計画が地域の不安を募らせています。下方には住宅地が広がり、住民からは山林の伐採による洪水

や土砂災害の危険が危惧される。生物などの自然破壊が心配などの声が広がり、6月10日付のわかやま新報によれば、知事への反対署名3,455人分が提出されたと報じています。

紀美野町にもメガソーラー発電所建設計画があり、県の情報開示による事前協議申出書では、小畑字登尾の山林に総面積36.85ヘクタール、これは甲子園球場の約9.57倍に当たります。15.39ヘクタールの用地に太陽電池モジュール4万4,000枚を設置し、発電出力12メガワット、1万2,000キロワット、総事業費29億2,400万円のメガソーラー発電所を建設する計画です。

太陽光発電そのものは環境影響評価法の対象となっていないのですが、和歌山県は、太陽光発電事業であっても75ヘクタール以上の土地の造成を伴うものについては環境への影響が懸念されるとして、環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの実施を義務づけています。しかし、今回の計画は、75ヘクタール未満のために対象とはなりません。

そこで、1点目の質問ですが、山林を伐採し、掘削や盛り土をする今回の計画による保水力の低下に伴う土砂災害の可能性や、自然環境、特に樫河池への負荷などについてどう考えておられるのかお聞かせください。

2点目は、現在、町では、万が一自身や大雨によって樫河池が決壊するおそれのある場合の備えとしてハザードマップを公開しています。

これがそのハザードマップです。

その上で、2016年度、平成28年度から樫河池の改修事業に取り組んでいます。総工費1億6,687万6,000円をかけ、今年度は仮設道設置が始まる予定です。林地開発の事前協議申出書に記載されている排水計画では、沈砂池に一度ため、土砂流出防止を行い、調整池である既設樫河池で雨水の調整を行い、既存水路の放流し、最終貴志川への放流となりますとなっています。また、防災計画では、谷筋に集水暗渠またフトカゴ堰堤設置し、流域末端の沈砂池を経て既設樫河池で調整いたしますと、排水でも防災でも樫河池を調整池として利用する計画になっています。

そうした計画は、樫河池の機能を超えており、水路の改修など林地開発に見合う計画の見直しが必要です。しかし、樫河池の改善計画は、林地開発を前提にはしていません。

そこで、今回のメガソーラー建設計画に伴い、改修事業の再検討が必要になる可能性はないのか、考えをお聞かせください。

以上、答弁を求めます。

2問目は、ヘリコバクター・ピロリ感染検査への助成について。

2014年、平成26年の人口動態統計によると、和歌山県でも全国でも死因の第1は悪性新生物です。死亡総数の4分の1以上ががんまたは肉腫で亡くなっています。国立がん研究センターの統計によれば、胃がんは肺がんなどに続いて高い死亡率です。

胃がんとは、胃粘膜より発生する上皮性悪性腫瘍の総称です。そのほとんどが線上皮細胞より発生する腺がんで、したがって、通常胃がんと言えば原発性胃腺がんを指します。中国、日本、韓国などアジアや南米で罹患率が高く、アメリカを初め他の諸国では罹患率が低いと言われます。日本では、1960年代から胃がん死亡率は減少傾向にあります。高齡化に伴い罹患率はいまだ高いのが現状です。好発部位では、胃の出口に当たる幽門前庭部で幽門側の3分の2の小弯側に好発します。好発年齢は50歳から70歳代で男女比は2対1です。発生への危険因子として、ヘリコバクター・ピロリ感染、食塩の過剰摂取、喫煙などが上げられています。抑制するものに、新鮮野菜、ベータカロチンや果物があります。特に、ピロリ菌と胃がんの関連が注目されたのが、1994年世界保健機関、WHOのピロリ菌を明確な発がん作用がある細菌だとする認定に始まります。ピロリ菌の感染が長期間にわたって持続すると、胃の粘膜が薄く、やせてしまう萎縮が進行し、胃がんを引き起こしやすい状態をつくり出すと言われます。

そこで、ヘリコバクター・ピロリの感染検査に助成をする考えがないかお聞かせください。

質問の三つ目は、カエルなど水辺の生き物観察会についてです。

毎年、6月議会では、自然環境についての質問をしています。ことしも同じテーマで質問させていただくことになります。

紀美野町は豊かな自然に恵まれており、動植物が豊富です。美しい自然は、まちにとってかけがえのない財産であり、まちの資源として生かしていくべきだと思います。貴志川や真国川、梅本川などにはゲンジボタルとともに県の準絶滅危惧種に指定されているカジカガエルも生息しています。

ことしも田植えが終わろうとしています。この時期になると田んぼに水が張られるのを待ちかねたようにさまざまなカエルの合唱が始まります。昔に比べ減っているとはいえ、ヌマガエルやシュレーゲルアオガエルの鳴き声はにぎやかです。ところがこの数年、カジカと同じように県の準絶滅危惧種に指定されているトノサマガエルの声を耳に

するようになりました。げこげこと聞きなされるように、お世辞にもよい声とは言えませんが、かつては農村地帯の代表的なカエルでした。激減したと言われていましたが、少しずつ回復しているようです。農家の皆さんにとっては昔からなじんできた当たり前のことでしょうか、子供たちは興味を持つかもしれません。また、白亜紀からその姿を保ち続けている原始的な甲殻類のカブトエビにも出会えます。そうした自然の豊かさとおもしろさを子供たちに伝えるために、小学生を対象にカエルや水辺の生き物観察会を企画してみる考えがないか伺います。

以上、3点、よろしく答弁をお願いします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) おはようございます。私のほうからは、田代議員質問の1問目の町内におけるメガソーラー発電事業計画についてお答えをさせていただきます。

檜河池の太陽光発電計画につきましては、現在、森林法によります林地開発許可制度の事前協議が県担当部局と行われたようでございます。今後におきましては、本申請に向けた地元説明や承諾、関係機関との協議が必要になると聞いております。

議員御質問の檜河池改修工事については、平成27年度より事業計画を行い、次年度より県営事業にて実施設計、平成29年度において工事着手となっております。池への負荷についてでございますが、改修計画には今回の開発は考慮しておりません。したがって、今回の開発については、開発区域の中において調整施設等を設置して、池への負担をかけることがないように県関係機関とも協議しており、事前協議に条件がつけられていると聞いております。

また、檜河池の土地所有者は、現在紀美野町となっており、承諾等が必要な場合も、さきの条件の履行が必須かと思われまます。

したがって、今回の開発に伴う池への負荷及び改修事業の再検討が必要でないと考えます。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) おはようございます。私のほうからは、田代議員の二つ目の御質疑、ヘリコバクター・ピロリ感染検査への助成についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成27年の厚生労働省や和歌山県の統計では、全国でも県でも主な死因別死亡の割合では悪性新生物が最も高く4分の1以上を占めております。また、国立がん研究センターの統計では、胃がんは平成26年のがん死亡の第3位、25年のがん罹患の第2位となっています。

現在、県が実施しています胃がん予防対策ピロリ菌検査事業は、40歳、45歳、50歳を対象に胃がん検診対象世代がピロリ菌検査を受けることにより、胃の健康度の目安を知り、胃がんの予防を図るとともに、胃がん検診の継続的な受信促進を図り、今後の胃がん対策の充実に資することを目的とし、検査内容は、血液検査による血清ヘリコバクター・ピロリ抗体検査のみとしています。

平成28年度、この県の事業を受けたのは、15市町村単独で補助事業を実施しているのは1市町村です。

さて、がん検診についてでございますが、その目的、がんを早期発見し、適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させることです。そのため、早期発見できる方法だけでなく、さまざまな条件が必要で、メリットがデメリットを上回ることが必要です。検診の最大のメリットは、早期発見・早期治療による救命の効果で、早期がんはそのほとんどが直り、しかも軽い治療で済むことなどです。半面、検診のデメリットは、がん検診でがんが100%見つかるわけではないこと。結果的に不必要な治療や検査を招く可能性があることなどがあります。

このようなことから、がん検診の効果を科学的な方法で評価した上で、効果があるとわかってから公共の政策として実施するのが国際基準となっており、本町におきましても、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に定められたものを基本に、海南医師会の御指導を受けながら検診を行っているものです。

なお、国立がん研究センターによれば、がんを発見したことにより、そのがんによる死亡率を減少させる効果があるかどうか算定の基準となり、最も信頼性の高い研究方法は、無作為比較対象試験とされており、その他複数の研究を総合し、本当に効果があるがん検診とは何であるかが検討されています。

議員御指摘のヘリコバクター・ピロリ抗体検査についてでございますが、ヘリコバクター・ピロリ菌は、胃がんの原因となり得る細菌ですが、感染した人が全て胃がんになるわけではなく、感染しているかどうかはわかりますが胃がんの診断はできないため効果不明とされています。

このようなことから、本町では、ヘリコバクター・ピロリ感染検査の助成については、検診として行うことは適さないと判断しているところですが、国の動向を慎重に注視しながら今後の対応を考えていきたいと存じます。

なお、がんの2次予防としての検診に加え、1次予防として、禁煙、節酒、食生活、身体活動、適正体重の維持、感染の六つの要因についてさまざまな機会を通じて周知してまいりたいと考えていますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長（湯上章夫君） 私のほうから、田代議員の3番目の質問、カエルなどの水辺の生き物観察会についてお答えさせていただきます。

紀美野町は見渡せばすぐに自然に触れられる、目を凝らせばたくさんの動植物に触れられる恵まれた自然環境です。

そんな中、水辺の学習については、これまでも各学校でそれぞれの取り組みがなされています。

野上小学校では3学年において、海草振興局による、和歌山ため池再発見の取り組みの中で、ため池に生息している生き物の学習を行っています。昨年は動木地区の樫河池を観察する予定でしたが、天候が悪く現地での観察は断念し、教室での学習となりました。また、5学年では、田植え体験や林間学校の川遊びにおいて、水に入り、水辺の生き物を捕まえたり、その生き物について調べたりなどの学習を行っています。

下神野小学校では、近くの用水路においてサワガニを捕まえたり、観察したり、また、2学年ではまち探検として川の観察を行っております。

小川小学校の3、4学年では小川の自然環境に目を向けようというテーマとして、まち探検、キャンプなどで生き物、植物に関心持ってもらえるような機会をつくっております。

また、保育所の年長の年代を対象に、保健福祉課、住民課が受け持ち、6ちゃんクラ



ブという集まりを設け、川辺の体験の場を設けております。

このように、学校、年代に応じて、地域の実態に即した特色のある取り組みが行われております。

ただし、水辺の活動においては、安全面への配慮が不可欠であり、学校の先生方はその点に十分に気をつけながら取り組みを進めているところです。

本町には、美しい自然がたくさんあり、カジカガエルなどの貴重な水辺の生物も数多く生息しています。議員の御指摘のとおり、紀美野町の豊かな自然を教育活動に生かしていくということは大変意味のあることであり、またこのことは、子供たちに自然豊かな本町を愛する心を育むことにつながると考えております。

教育委員会としても、これからも本町の豊かな自然を生かした教育活動に学校とともにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 5番、田代哲郎君。

○5番 (田代哲郎君) まず、1問目のメガソーラー発電事業計画について確認させていただきます。

現在、事前協議、関係機関との調整中ということで、ただ今の改修計画を見直す必要はないと、つまりそれはそういうことを前提として計画したものではないから見直す必要はないし、もしやるとすれば池への負荷が一切かからない方法での計画でなければそういうことを認められることはない。つまり、例えば、考えられるのは、これがあの地域の航空写真ですけど、幾つもの谷筋があるわけです。こういう谷筋の全てに調整池をつくって、土砂や余分な水が流れ込まないようにするという、そういうこと非常に困難というか、一切池に負荷をかけないということではなければならないということは非常に難しいだろうと思います。その点だけ。現状の池に一切負荷をかけないような方法でないと認めるわけにはいかないということの理解でよろしいのか、その辺についての確認をさせてください。

それから、このメガソーラー計画、これだけではなく、一般的なメガソーラー計画にはいろいろ疑問点があるんですけど、例えば、今回の場合は、15.39ヘクタールの用地に4万4,000枚の太陽光電池のモジュールを設置すると。普通は、一般的には35度程度の傾斜角度をもって設置するんですが、反射光の影響というのはないのかど

うかというの、と申しますのは、質の悪いあれであれば、これは、現の紀の川市桃山町の紀泉ロイヤルカントリークラブの跡地に設置されているメガソーラーのうちのモジュールの一角ですけど、これは朝撮るとこういうふうにかなり光って、どこから撮るといふたら最上から撮影したものですけど、何キロも離れたところでもこういう光が見えるわけです。最近のモジュールは非常に反射光をできるだけ抑えるようになっているということですが、4万4,000枚という多量のあれに全然影響がないのかどうかというところ、特に、樫河池であれば夕日の反射光になると思いますけども、そういうことが、例えば、影響が及ぶ範囲のシミュレーションというか、どこまで影響が及ぶのかという、そういうことも必要ではないかと思えます。

それから、太陽電池というのは、エネルギー効率が15%前後で残りの85%は熱という形で放出されますので、今は森林などで熱の放出は一切ないですけど、4万4,000枚のモジュールによる気温が、それは何度も変わるということではないですけども、1度以内程度であればそういうことが起こる可能性はないのかということも疑問に思えます。

それから、6,600ボルトの中間変電所を10カ所と、それから2万2,000ボルトの高圧変電所1カ所を設置するということになっています。

太陽電池というのは、発電される電気は、御承知だと思いますけど直流です。それを普通のあれに接続しようと思えば交流に変えて、変圧をしてつないでいかなければならないということになりますので、パワーコンディショナーというものを使うのですが、それに電流が通ればかなり強い電磁波が発生するので、こういう電磁波の影響というのはないのかどうか。10カ所の変電所と高圧変電所が1カ所ということで、やっぱりそういうふうには、いわゆるメガソーラー建設に伴い起こり得るかもしれない住環境の変化というんですか、そういうことについて町はどう認識しているのか。池そのものに対する負荷の問題は先ほど説明がありましたが、そういうことについてどう認識しておられるのか答弁を求めます。

それから、先ほどのマップを説明したのですが、樫河池の土砂災害マップには、樫河池氾濫の浸水想定区域が示されています。かなり広い範囲で浸水するよということで、この予測は過去の事例をもとに立てたものか、あくまで理論的な計算上の想定なのか、そのことについての答弁を求めます。

それから、あとはピロリ菌ですが、たくさん並べていただきまして、ただね、ピロリ

菌を検査したところで感染した人が全てがんだということにはならないという話で、100%それでがんだということがわかれば、それから、不必要な医療や検診も行わなければならないというデメリットがありますということで、かなり、いわゆるピロリ菌検査というのを余り評価されていないのかなと思いました。

ただ、感染した人が全てがんとということではなくても、それを契機にしてがんの検査をしようかという動機づけにはなると思います。だから、いわゆるそういうことも考えておくべきで、そういう意味で、和歌山県は、平成29年度の当初予算に和歌山県胃がん予防対策ピロリ菌検査事業費補助金というので284万4,000円を計上しています。市町村がピロリ菌検査を補助する場合は、和歌山県胃がん予防対策ピロリ菌検査事業補助金交付要綱に基づいてその2分の1を補助するという内容のものです。そういうふうに言われることもよくわかりますが、県もやっぱり補助金を計上して進めているわけですから、やっぱりピロリ菌の検査に助成するというのは、そんなに不自然ではないと思いますので、再度ピロリ菌検査に助成する考えがないか答弁を求めます。

それから、カエルですけども、学校でもそういう取り組みはあるのだろうなと思いつつながらそれを承知で質問をしたのですが、ただそれで、最近、家の周りで聞いてみても準絶滅危惧種に指定されているトノサマガエル、ヌマガエルというのはもう当たり前になりましたが、ケロケロ水を張ったら鳴いているのですが、最近トノサマガエルの声もちらほら聞くようになりまして、そういうこともあって、そういう生き物の価値というんですか、子供たちに教えていく必要があるのではないかとということで、自然観察会を開いてはということで。生石山でもこの25日の日曜日にそういうことをやるようですし、ネットで調べるとね、高槻市とか下関市とか市としてそういうあれに取り組んで、自治体として取り組んでいる、学校の取り組みではなくて自治体として取り組んでいるところも結構多いので、今後そういうことも考えていただけたらと、これは要望でございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） それでは、田代議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目ですが、池に負荷をかけない方法でないと認めないのかということでございますが、そのとおりでございます。当初の計画に変更が生じることは認められません

ので、そのとおりでございます。

2点目と3点目のパネルの反射に影響がないのかと、住環境に伴う町の考え方というのを一括でお答えをさせていただきますが、平成29年1月よりメガソーラーによる和歌山県の景観ガイドラインが、案件ですが出されてございます。すなわちメガソーラー、従来は何も景観法に基づく規定等々なかったのでございますが、届け出等々が必要になりました。それに伴い、景観形成基準に適合することが求められるということでございますので、こちらの県の条例に従って行われるものであると思っております。

それから、4点目のハザードマップは過去の実績なのか計算上の理論なのかということでございますが、平成27年の池の計画時の測量数値に基づくものをもとに作成してございますが、聞き取り調査ができるものは、過去の判断実績等とも、これは古いものでございました、を総合的に判断して策定してございますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

質疑内容は県も進めているから助成は不自然と言えないと思うが再度意見を聞きたいということだったかと思えます。

先ほど説明させていただいたとおり、県は、検診のPRということをメインにこの事業を実施されていると思えます。ただ、私たちは、市町村で検診とともに実施するという事は、やはり先ほど説明させていただいたように、科学的根拠に基づいた検診をしていると、同等と考えておりますので、慎重に進めていきたいと考えております。

なお、紀美野町の28年度の胃がん検診の実績ですけれども、今のところ集計では1,160人受診されておりまして、その多くが個別検診として胃カメラのほうで検査されております。そのため、県の補助は血液の血清検査だけですので、個別に受信された場合に、胃カメラを行ってまた別個に採血を行う煩雑さとか価格も高いような状況ということにもなるということもございます。

また、医師会の先生にも御相談もさせていただいたことがあるんですけども、やはり科学的な根拠のないものを導入するということには、やはりいろんな御意見があるということで、現在は慎重にさせていただいております。

最近の国の検討、第22回がん検診のあり方に関する検討会も、先日県のほうから内

容を送ってきていただいたところもあるんですけども、やはりピロリ菌の除菌による胃がんの死亡が相当ふえているということで、現在医療として保険適用としての代用で相当影響があるということと、ただ、ピロリ菌についてはやはりいろんな除菌による効果大きいということは出ておりますけども、まだ検診に導入というところまでは国のほうでも至っておりません。ただ、先ほどからも言われていたとおり、除菌が科学的に、これは検診を導入することで科学的に評価されるような状態になれば早急に対応させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） メガソーラー事業計画については、負荷をかけない方法でなければ認められることはないという、一切の負荷は認められないということで理解しておきます。

別の角度からちょっと質問させてください。

樫河池には、1965年、昭和40年2月に発見された樫河池遺跡というものがあります。石器時代から縄文時代にかけての遺跡と言われて、石器などが結構発見されています。教育委員会は、今回の計画に伴って、いわゆる発掘が必要だという意見を述べられているんですが、遺跡の大まかな内容とそれを発掘するにはどの程度の時間がかかると思われるかというのは、今回のメガソーラー計画だけのものではなくて、いわゆる文化財をやっぱり生かしていくということで、一つの参考になるかと思っておりますので、大まかな遺跡の内容と発掘にはどの程度の、大まかな時間で結構ですので、と思われるかということ。

それから、1メガワット、1,000キロワット以上の発電出力を持つソーラーをメガソーラーというふうに呼ぶわけです。1,000キロワット、100万ワットですね。そうした発電所建設計画が何でこんな多いかということ、和歌山でも起こっているように、買い取り価格の下落が、買い取り価格が今はよくてもどんどん下がってくる可能性があるんで、薄利多売が必要になってくると。どっさりつくって売らんと金にならないという、そういうこともあると聞いております。今後もそういう中山間地域をターゲットにした計画がふえてくる可能性があると思っておりますので、太陽光発電は、環境影響評価法の対象外と法律ではなっています。県の環境影響評価条例の施行規則にも言っていないのですが、県は75ヘクタール以上であればそれを出してもらおうと、いわゆる環境アセスメントをやってもらおうということになっています。今回の計画は75ヘクタール未満で

すから、環境影響調査は行わなくてもいいということになっています。

環境省が2016年4月に発表した太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例集というのでは、環境影響評価条例における太陽光発電事業の取り扱い状況ということの中で、希望要件の面積が75ヘクタールというところもあるんですが、結構多いんですが、50ヘクタールとか30から40ヘクタールとか20ヘクタールから30ヘクタールと非常に基準を下げている都道府県もあるようです。その辺のことを一度、いわゆる見ていただくとか勉強していただきまして、県の、いわゆる環境影響評価における希望要件の面積を実情に合った基準に変更していただけるように、県に意見を述べる考えがないのかどうか、その辺のことについてお伺いします。

ヘリコバクターですけども、今、除菌による効果がある程度評価されているので、除菌による効果が科学的に証明されればということです。

5月にみなべ町に個人的に個人研修で行ってきましたが、ここでは40歳、45歳、50歳の人にピロリ菌とペプシノゲンの血液検査に補助をしているそうです。陽性の方は除菌を進めて、1回除菌をして陰性になったら今の生活を続けてもらおうと。補助額は1人につき、検査費用1,640円の半額、820円を助成しています。

近隣自治体では、かつらぎ町とか紀の川市、高野町が助成しているのですかね。あともうほとんど、15と言われたほとんどの市町村が、日高郡から南のほうです、と思います。僕データ持ってないのでわからないんですけど。

それで、余りそういうふうに、除菌による効果が科学的に証明されればということ。我がまちのがん検診はほとんど個別検診でやっている。それは何でと言うと、そろそろ胃カメラしませんかということで、医療機関のほうから勧められるのでということであらうと思いますが、これでやったらいいと。ただ、胃カメラだけでがんが見つかるかということ、理想的には、胃カメラと透視をやったほうが确实だと、両方あわせて。胃カメラでも見つからないがんが多いということで、私の知人もそのために亡くなった人もあります。だから、そういうこともあるので、やっぱりピロリ菌を検査に、陽性であればちょっと一遍受けてみるかという、詳しい検査を受けてみようかということになると思います。そういうことも考えまして、実施している自治体も半分あるということで、ピロリ菌の検査にやっぱり助成したほうがいいではないかと思しますので、その点についての答弁を再々度求めます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） まず、田代議員の再々質問の樫河池の関係でございますが、ちょっと遺跡につきましては一遍教育委員会のほうであれさせていただくとしまして、最近は中山間地域にこういうメガソーラーの建設というのがふえておるわけでございます。そんな中で、今、県のほうでは75ヘクタール以上という、そうした景観の規定もございます。それを先ほどの御意見でしたら50ヘクタール、または30ヘクタールということで、その基準を下げるように県のほうへ要望してはどうかということでございますが、この景観につきましてはいろいろやはり配慮も必要かと思えます。ただ、それを要望するについては、やはりいろいろ研究をし、そしてその上に立って要望するものであれば要望していきたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

それと、2点目の、ヘリコバクター・ピロリ菌の感染、これの検診でございますが、近隣におきましてはかつらぎ町またみなべ町等々で実施しているやないかというお話でございますが、やはりこれも状況を見ながら、先ほど課長も詳細にわたって説明をさせていただきました。そんな中で状況を見ながらやはり研究をしてまいりたい、そのように思えますので、一つ御理解を賜りたいと思えます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） それでは、私のほうから樫河池付近にあります埋蔵文化財の件につきましてお答えさせていただきます。

一つ目として、この遺跡につきましてどのようなものかということと、二つ目は、発掘調査、確認調査などについてはどのぐらいの日数、期間がかかるのかということでございます。

一つ目ですけれども、まずは、議員おっしゃるとおり縄文時代のもので、遺跡の概要といたしましては、石鏃、石鏃というのは石の矢じりなどでございます。あと石さじ、これは動物の皮をはいだりするような石器でございます。そのようなものの散布地となっております。

それと、2点目ですけれども、現在林地開発の事前協議書ということで、関係書類をいただいております。これに基づきまして、文化財保護法から県の文化遺産化、また紀美野町の教育委員会等がこの保護法の中身によりこういう届け出を出していただきたいとい

うようなことの中から現在御意見を出させてもらって、事前協議させてもらっています。今度の、次の段階による届け出によりまして工事の規模や内容、どのような方法でどんな工事をするかというような具体的なものがわかってき、また範囲もわかってこないと期間等が詳細に出ることが難しいようでございます。それによりましてまた発掘調査でも確認調査と記録保存調査というのがまた2種類に分かれてくるようなので、ちょっとこれにつきましても明確な答えが現在言えないような状態でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君）　　これで、田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて、6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君）　　改めておはようございます。

まず1点目です。用地取得について。

さきの28年12月議会用地取得について、私は広く公募して複数の中からできるだけ安全で利便性のよいところを選ぶべきでないかと尋ねましたが、当時の企画管財課長答弁では、広く公募して用地を選定したことはございません。また、再々質問の答弁でも、寺本町長は、かつてこの事業用地については、公募をいたした経過がございません。やはりこちらの執行部で決め、そしてそれを皆さんに諮っていくと、こういう形式でございます。もし公募でいろいろやったときに、またさまざまな弊害というんですか、そうしたことも予想されます。そんな中で今までどおり執行部のほうで決定をし、そしてそれを議会にかけていきたいと答えています。高齢社会になって耕作放棄地がふえてきています。土地を放したい人も多いと思います。私はどう考えても一部の地主とだけ交渉して決めるよりも、広く公募して多くの候補地から選んだほうがよい土地を安く購入できると思うのです。町民目線で考えたとき、公募しないほうが町民の利益になると考える根拠はどこにあるのか。

2点目です。介護予防日常生活支援総合事業について。

①として、介護保険制度の改正により、29年4月から介護予防日常生活支援総合事業が始まりました。聞くとところによると、ヘルパーさんの介護職員処遇改善加算算定率が事業所によって違っているようです。介護職員処遇改善加算算定率の違いが紀美野町でいただいた介護保険利用ガイドのパンフレットではよくわかりませんでした。新しい総合事業によって介護保険利用者には何がどのように変わるのか。



②として、パンフレットには、要支援1、2と要介護、要支援に該当しなかった人たちに介護予防事業を行うとなっていました。これからは高齢者のみの世帯もふえてくると思われます。高齢者になって認知症が始まれば理解が難しいとも思います。高齢者相手に周知の方法はどのように考えているのか。

3点目です。入札について。

①として、野上、美里が合併して一つの紀美野町になっているものと思っていたら、公共工事は町内を3分割して役場が地区割りを指導して、それぞれ地元の業者が落札するという、4月4日、担当課に電話で確認しましたが、納得しかねるものでした。私はいつも言っています。よいものをより安く、これが町民の利益につながると考えるからです。役場には役場の考えもあろうと思います。業者が自主的に入札制限を行えば問題になります。役場がこのような指導をする背景はどうなっているのか。

②として、町内を一つと考えずに、3分割すればその分競争入札が制限されてくるものと思われます。結果として、高い価格での落札につながるような気がするのです。この点はどうか。

4点目です。休校、廃校の有効活用について。

児童数の減少は予想を超える速さで進んでいます。このたびも毛原小・中学校が3月31日で休校になる。寂しくなるばかりです。文部科学省では、学校施設が有効に活用されるために、学校施設を活用する際に必要となる手続の弾力化や簡素化を図りつつ、全国での活用事例を紹介して情報発信を行うなど活用ができるだけスムーズに進められるような環境を整えていますと紹介されています。それでも残念ながら町内の休・廃校が十分に活用されているとは見受けられません。今後どのように考えていくのか。

5点目です。ドローンについて。

①として、近年、ドローンの高性能化とその普及によって、仕事、趣味の両方で利用範囲が大きく膨らんできています。今年度、紀美野町でも2基、約54万円をかけて購入しています。ドローンの飛行に関して町なかでは難しく、安全性に不安の声があることも事実です。そこで、生石高原などで趣味の人たちにドローンを安全に飛行させるための場所の提供をし、PRすれば紀美野町の観光につながるのではないかと。

②として、最近のドローンは、カメラ搭載型が多く、撮った映像を提供していただける方には、動画投稿サイトで流すことにより、紀美野町の四季を公開していくことはできないものか。

6点目です。指定管理者の公募について。

かじか荘セミナーハウス未来塾等は、指定管理者制度を設けており、公募によって指定管理者を募っています。セミナーハウスは3年契約ですから、以前の公募から今年度末まで例年ですとことしの秋ごろ公募があると思われま。かじか荘は、来年の秋ごろの公募かと思いますが、以前の公募は、広報にて当月末までの公募としており、地域によって広報の配達におくれが生じるところもあり、これでは、1カ月間もなく、周知の徹底が図れないと思うのです。セミナーハウスには、年間施設管理委託料308万6,000円。かじか荘年間施設管理委託料1,131万4,286円が役場から支払われます。もう少し周知期間が長ければ応募がふえると思うのです。町条例には、公募期間についての明確な規定がありません。公募の期間を条例に明示し、もう少し長く設けることはできないものか。

7点目です。行政改革について。

新年度になると新人の採用、新しく課長になる新体制になります。このようなときにこそ新しい発想が生まれるものです。行政は見返りを求めないサービス業の最たるもの。事由な提案、発想の芽を摘みとらずに取り上げる努力、民間企業に比べて発送が硬直化しているような気がします。行政改革が叫ばれて久しいものです。毎年退職者と新規採用人員により職員数が減少しています。同じ行政サービスを提供しようと思えば行政改革しかありません。住民サービスに向けての新しい発想はどのようなものがあるのか。

8点目です。旧志賀野小学校に避難所としての看板が上げられています。同校を含め各学校の体育館などは避難場所としての利用が前提となっている気がします。春の卒業、入学時は非常に寒く、このようなところでは避難場所として適さない気もするのです。近い将来南海地震が想定される中、体育館等にエアコンの設置が必要ではないのか。

9点目です。町営住宅について。

①として、持ち家であって、高齢者が住んでいる場合、家が傷んできて床が安定しなく、危険な状態になっても持ち家があるがために町営住宅の入居がかなわないという。高齢者の場合、年金生活で将来を考えたら、高いお金をかけて改築は難しいと思われま。入居者の資格として、紀美野町営住宅条例の9条（1）では、住宅以外の建物もしくは場所に移住し、または保安上危険もしくは衛生上有害な状態にある住宅に居住しているものとなっていますが、入居基準の判断対象になる保安上危険な状態と安全な状態との境はどのようにして決めるのか。

②として、以前、神原団地の建てかえが必要と議会で用地取得が審議され、その後その土地の用地取得が取り消されました。町営住宅の必要性については誰も異議のないところです。6月議会の町長の行政報告では、神原団地について、地権者の承諾もいただき、新たな候補地を決定いたしましたとのこと。以前、用地取得費用として2,089万8,000円が議会で承認されていますが、新しい候補地の用地取得費用との比較はどうなっているのか。

③として、町営住宅を建てようと思えば、土地の造成の必要があろうと思われます。造成費用はどの程度見積もっているのか。

10点目です。ふれあいバスについて。

ある高齢者から指摘を受けました。ふれあいバスのステップが高いので乗りにくいと。確かに健常者では気づきにくいものです。乗りにくいということはおりにくいということにもつながります。高齢者は転びやすいものです。高齢者は、転びやすいという前提で、転びにくい方法を考えるべきだと思うのです。若い人は自分の車で走る。主にふれあいバスの利用者は高齢者であることを考えれば、乗りおり口の低いバスが必要になってくる。志賀野回りにはステップの低いバスもあるということです。民間委託ですから難しいかもしれませんが、全町でステップを低くしていくことはできないのか。

11点目です。配水池の緊急遮断弁の設置について。

和歌山県は、南海トラフ巨大地震などの災害時に配水池と呼ばれる水道の施設から水が流れ出すのを防ぐため、地震の揺れを感知して配水を自動でとめる弁を新年度から各地に設置していく方針を固めました。水道水は一旦配水池と呼ばれる施設に蓄えられたあと、家庭などに送り出されますが、災害で配水管が壊れるとためていた水が流れ出してしまいます。和歌山県はこうした事態を防ごうと、新年度から市や町に補助金を出し、地震の揺れを感知して配水を自動でとめる緊急遮断弁という装置を県内各地の配水池に設置していく方針を固めたとのこと。具体的には平成31年度までの3年間に新たに22の緊急遮断弁を設置し、災害が起きた場合、13万立方メートル余りの水道水がたまるようにするというのです。県は、既に緊急遮断弁が設置されている配水池の水と合わせると、災害が起きても全ての県民が10日間生活していける水道水が確保できるとしています。紀美野町では緊急遮断弁の設置はどうなっているのか。

12点目です。外国人観光客の誘致について。

新しく公開された多言語対応の観光PRムービー、訪日外国人観光客ゼロのまちはお

もしろくでき上がっていました。ただこれだけでは情報発信としておもしろくてももう一工夫の必要があるような気がします。日本人が海外で結婚式を挙げるとよく耳にします。これの逆バージョン、以前、天文台で結婚式を行い話題になりましたが、天文台で外国人対象の結婚式を行えないかと思うのです。もちろん写真だけですが、安い費用で挙式をし、それをネットで発信すれば、話題性もあって紀美野町のPRにつながるのではないかと。

13点目です。紀美野町長期総合計画について。

紀美野町長期総合計画によると、人口減少問題は喫緊の課題となっており、現在の状況が続いた場合、消滅可能性のある自治体の一つに数えられていますと、このように書かれているわけですが、実際はこの計画よりもっと早くに過疎化が進んでくるものと予想されます。NHKによると、4月1日現在の和歌山県の人口は21年連続で減少し、去年の同じ時期に比べると率にして0.99%の減少だという。市町村別に見ますと減少率が最も高かったのは高野町の2.78%、次いで古座川町の2.59%、紀美野町は3番目の2.50%となっているという。集落単位で見ると10軒以下の集落がふえてきて、自治会としての機能、存続も難しくなっています。ところが、この計画書には、消滅可能性のある自治体との認識がある中で、そうならないための実効性のある対策が書かれていません。どのように考えているのか。

以上です。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、西口議員の御質問の1番目の用地取得について、それから3番目の入札について、それから9番目の町営住宅について、それから13番目の紀美野町長期総合計画についての御答弁をさせていただきます。

まず初めに、西口議員の1番目の用地取得についての御質問にお答えいたします。

神原団地建てかえに伴う用地取得についての御質問であろうかと考えてございます。

平成28年12月議会において、町営住宅神原団地建てかえに伴う用地取得についての御質問でお答えをいたしました。建てかえ用地の選定については、現入居者の意向を十分に配慮し、安全性、費用負担等を熟慮し、町において建てかえ候補地に適した用

地を十二分に検討し、総合的に判断した上での選定を行っております。

用地の選定につきましては、目的、用途に応じた最適な場所を選定し、その上で地権者に御協力をお願いするものであり、公募には適さないと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、西口議員の3番目の入札についての一つ目の御質問にお答えいたします。

現在、当町の公共工事につきましては、あらかじめ業者を指定する指名競争入札方式により業者を決定しております。

紀美野町では、町発注の建設工事において適正な施工を確保するとともに、町建設工事入札参加資格認定業者の施工能力に応じた競争入札を実施するため、建設工事の競争入札参加資格審査について、基礎的事項、経営事項審査に加え、災害時貢献、環境への配慮等、町独自の社会貢献度を加算した総合点数により格付を行っております。この格付をもとに設計金額が3,000万円以上の土木工事の指名は、総合点数が800点以上の等級A業者、15業者に、3,000万円未満の土木工事の指名は、総合点数が800点未満の等級B業者、7業者としております。ただし、上位等級業者は下位等級工事に参加可能としてございます。設計金額が3,000万円未満の土木工事におきましては、町内の全22業者を町内3区域に分けて指名を行っております。工事施工場所により町内3区域に分けて指名を行っている要因といたしましては、設計金額が3,000万円未満の小規模な工事であること。地域性を考慮し、なるべく工事施工場所に近い地域に熟知した地元業者のほうが合理的であること。以上が主な要因でございます。

次に、二つ目の御質問につきましては、町内3区域に分けることで競争入札が制限され、結果として高い価格での落札につながるのではとの御指摘でございますが、現在、国や県の公共工事の調達につきましては、従来の価格のみの競争から価格と品質の両面からの競争に転換されてきております。また、平成28年10月に総務省及び国土交通省からの公共工事の円滑な施工確保についての通達文では、地域の建設業者の受注機会の確保に努めることとの要請も出されております。

地域の中小建設業者の活用により、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や極力分離・分割して発注を行うなど引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めることとの要請に基づき、当町としましても地域性を十分考慮して発注を行っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、西口議員の9番目の町営住宅についての一つ目の質問にお答えいたしま

す。

町営住宅の入居者の資格につきましては、紀美野町営住宅条例第6条の規定により、その者の収入が一定の基準を超えないこと。現に住宅に困窮していることが明らかな者であること等となっております。

紀美野町営住宅条例第9条では、入居者の選考といたしまして、入居の申し込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考について規定しているものであり、その一つに、第1号として、住宅以外の建物もしくは場所に居住し、または保安上危険もしくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者という規定がございます。

議員御質問のこの保安上危険な状態とは、建築物が倒壊等するおそれがある、もしくは屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。または擁壁が老朽化し、危険となるおそれがあるというような、誰が見ても危険な状態であるかどうかで判断いたします。

また、二つ目の御質問の町営住宅神原団地の建てかえ事業の件でございますが、新たな候補地につきましては、現入居者の意向、安全性、費用負担等を十分に考慮し、選定を行ったものでございます。

新たな候補地につきましては、現町営住宅神原団地の南側の土地、神野市場字神原73番地の1、地目は田、面積が2,360平方メートルであり、昭和28年水害時の最高水位85.3メートルより約7メートル高い位置にあり、建てかえ候補地として適していると判断し、地権者と交渉を行い、内諾を得ております。

用地取得費につきましては、現在のところ、契約締結には至っておらず申し上げられませんが、平成28年9月議会で御承認をいただきました予算の範囲内で取得できる見込みでございます。

また、三つ目の御質問の造成費用につきましては、今後、造成設計を行った上で造成費用を積算し、予算計上をしていきたいと考えておりますが、当初の計画地よりは擁壁等の高さは低くなり、費用的には安くなると考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、西口議員の13番目の紀美野町長期総合計画についての御質問にお答えをいたします。

第2次紀美野町長期総合計画は、平成29年度より、これからの10年間の将来像とまちづくりの方向性、それに対する分野別施策の基本的な方向を明らかにするものであ

り、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための指針となるものが長期総合計画であります。

第2次紀美野町長期総合計画では、まちづくりの基本方針として、分野別に大きく五つの基本方針を設定し、その下に16の分野を配置して、紀美野町の取り組み全体の方向性を示しております。長期総合計画において、それぞれ五つの基本方針に基づき、総合的なまちづくりのための事業施策を行政、住民、地域が一体となって取り組んでいくこととしてございます。

議員御指摘のとおり、平成27年国勢調査の結果においても、本町の少子高齢化等人口減少が進んでいることが示されており、少子高齢化の進行による人口減少問題と子育て支援、就労支援を中心とする定住促進と高齢化に対応した地域づくりは最優先課題と認識してございます。

そうした現状を踏まえ、高齢化の急速な進展に対する施策、医療福祉、介護人材の育成・確保、またさらなる少子化に対する施策、子育てがしやすい環境の整備、充実、定住を促進するための施策、子育てファミリー、現役世代の定住と転入を促進するための環境整備や雇用の確保、公共インフラ等の施策、人口構成に合わせた公共インフラ等の整備など魅力あるまちとして、安全・安心で住みやすいまちを目指して取り組んでいるところでございます。

現状を認識した将来への展望等、人口減少の克服をあわせた地方創生に取り組むため、紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む人口減少対策を中心とした人口ビジョンの目標人口の達成のための地方創生の総合的な戦略を全関係各課が目的を共有し、その取り組みを進めてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 西口議員の二つ目の御質疑、介護予防日常生活支援総合事業についてお答えいたします。

議員御質疑のとおり、紀美野町では、本年4月から介護予防日常生活支援総合事業が始まりました。要支援1、2の認定の方や基本チェックリスト等で決定する介護予防生

活支援サービス事業対象者の方が使うことができる訪問介護、いわゆるホームヘルパーは、訪問型サービスとして、1、身体介護を含むヘルパー資格者等が行う現行相当サービス、2、基準を緩和したヘルパー資格者等が行うサービス、以下緩和Aの1と申し上げます。3、基準を緩和した生活支援サポーターが行うサービス、以下緩和Aの2と申し上げます。この3種類のサービスがあり、それぞれのサービス単価は、基本的に現行相当サービスが1時間266単位。Aの1が200単位、Aの2が150単位で1単位は10円です。また自己負担は1割または2割となります。

議員御指摘の①の介護職員処遇改善加算についてです。

これにつきましては、介護職員は、他の産業と比較して、その業務の割に賃金水準が低い、賃金の上昇率が低い、仕事にやりがいを感じているもののキャリアアップが困難などの課題があり、その改善のための従来の交付金を改め、平成24年度から介護報酬として介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設され、その後さまざまな充実が図られているところです。これは、サービスの利用単位に加算され、利用者負担に反映されるものです。

この介護職員処遇改善加算は、介護職員が将来展望を持って介護の職場で働き続けられるよう、能力、資格、経験等に応じた処遇が適切になされているような各事業所のキャリアパスの要件等によって加算率が5段階に分かれ、段階によって加算される金額が異なります。本町では、現在、介護予防日常生活支援総合事業の中でヘルパー資格等が行う1の現行相当サービス、緩和Aの1の2の、緩和Aの1のサービス利用には同様の加算を認め、3の生活支援サポーターが行うサービス、緩和Aの2には加算は認めていません。このように、事業所によってさまざまです。議員御指摘のようにパンフレットでの説明が困難と考えます。なお、今後は、サービスを利用する前に、地域包括支援センターの職員や担当のケアマネジャーが必要に応じて十分な説明を行うように努めますので、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いします。

また、2番目の介護予防事業の周知についてです。

本町では、広報きみの3月号に、新しい介護予防日常生活支援総合事業が始まりますという掲載を初め、回覧やホームページへの掲載、65歳以上の要介護認定を受けていない方3,000人以上の日常生活圏域ニーズ調査に御協力いただいた方への結果通知や、7月の65歳以上の方全員に送られる保険料の通知に同封する保険通信などさまざまな方法の広報に努めているところです。また、介護保険従事者の会議や民生員児童委員協



議会、地域サロン、老人クラブ連合会の会議ほか多くの機会を捉え周知に努めているところでは。

今後も広く周知を行っていくことに加え、保健福祉課は、地域包括支援センターとして、窓口対応だけでなく必要に応じて訪問ほか地域に出向き、介護予防を含めたさまざまな周知や相談に応じるよう努めてまいりたいと考えますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長 (湯上章夫君) それでは、私のほうから西口議員の4番目の質問、休校、廃校の有効活用についてお答えさせていただきます。

現在、紀美野町には休校した校舎として野上小学校柴目長谷分校、毛原小学校、毛原小学校長谷毛原中学校の3校。廃校した校舎といたしまして国吉小学校、真国小学校、上神野小学校、志賀野小学校、長谷小学校の5校でございます。

通年的に活用されている状況といたしまして、廃校した校舎では、真国小学校と志賀野小学校ははりら創造芸術高等学校として、また国吉小学校はセミナーハウス未来塾と慶風高等学校として。また、上神野小学校はまちづくり団体上神野地区まちづくり推進協議会の活動拠点となっております。休校した校舎の毛原小学校はまちづくり団体の元気長谷毛原会の活動拠点として、野上小学校柴目長谷分校は、社会教育団体の物品置き場、また年数回、和歌山県警が訓練に使用されております。それに各学校の体育館や運動場などの体育施設などは、まちづくり団体、社会体育団体が活用しているところでございます。本年3月に休校となりました毛原小学校長谷毛原中学校では、移住定住事業の地域の説明会などにも使用されております。現在活用されていないと言えるのは長谷小学校だけでございます。

今後につきましても、町民の幸せ、町の発展につながることを第一に考え、有効活用を行いたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） 私からは、西口議員御質問の5番目のドローンについての①、②と12番目の外国人観光客の誘致についてお答えさせていただきます。

まず、ドローンですが、議員御指摘のとおり、近年、無人航空機ドローンは、空撮が簡単にできることなどから、観光誘致、防災面などのさまざまな分野において活用の幅が急速に広がっています。

改正航空法によると、150メートル以上の高さの空域や、空港の周辺、人口集中地区の上空で飛行を行う場合は国土交通大臣の許可を受ける必要があります。それ以外の空域においては、国土交通省が提唱する無人航空機の飛行ルールに従い飛行をさせなければなりません。愛好家が増加することにより、ドローンの使用に伴う事故やプライバシーの侵害などが各地で発生し、社会問題になっているところでもあります。

そのような中、近隣では、紀の川市で、民間事業者により、ドローン愛好家が自由にドローンを操縦できる専用施設も整備され、この5月に開設されました。

議員御指摘の生石高原等でのドローンを飛行させる場所の提供については、今後、生石高原やのかみふれあい公園など、比較的広い面積を有する施設において、施設利用者の安全確保を十分に行った上で、ドローンの飛行が可能かどうか現状調査を行い、飛行場所として提供できるかどうか研究していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

続きまして、②のドローン映像を活用した紀美野町の四季のPRについてお答えさせていただきます。

まず、現在、紀美野町の四季のPR方法として、行っているものを紹介させていただきます。

紀美野町の四季をPRする方法として行っているものが、紀美野の四季フォトコンテストです。紀美野町観光協会が行っている事業の一つであり、紀美野町の観光拠点や景観など自由に撮影したものを応募していただき、その中から入賞作品を4点選定いたします。入賞作品は、紀美野町観光協会ホームページきみのコンシェルジュにて掲載をしております。

西口議員御質問のドローンで撮影した映像を、動画投稿サイトへ投稿することについては、PR方法として、今日において非常に有効であると考えますが、プライバシーや著作権など、また、投稿された映像の管理及び運営方法について十分研究していく必要があります。今後、紀美野町観光協会が軸となり、投稿された映像を多方面にPRでき

るように研究するとともに、投稿された映像の管理運営方法についても研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

続きまして、議員御質問の12番目の外国人観光客の誘致についてお答えさせていただきます。

現在、当町では2種類の観光PRムービーを作成しております。

まず1作目は、平成27年度に公開した観光PRムービー最高のないがここにあります。この観光PRムービーは、地方創生先行型交付金を活用し、観光と移住をコンセプトに、動画を見た人が、紀美野町に行ってみたい、紀美野町に住んでみたいと思えるような作品を目指し、平成28年1月20日の公開に至ったものです。

第2作目は、インバウンド、訪日外国人客が注目されている中で、平成28年度の地方創生推進交付金を活用し、外国人観光客向けの観光PRムービーの作成に取りかかりました。外国人向けである一方、日本人も楽しめる要素を取り入れ、訪れてみたくなる作品を目指し、日本語はもとより英語、中国語、韓国語の4カ国語に対応した観光PRムービーとして、平成29年3月30日に観光PRムービー訪日外国人観光客ゼロの町の公開に至り、新聞やテレビ等の国内メディアはもとより、海外メディアにも取り上げられており、再生回数も現在増加中となっております。

なお、町の施設を活用したPR活動については、みさと天文台の20周年イベントとして、平成27年7月7日、七夕に合わせた星前結婚式がメディアで話題となりました。

なお、フォトウエディングとしては、民間企業による生石高原を利用したプランなども各民間事業者さんが取り組んでおり、間接的に町のPRにもなっております。

議員御質問の外国人観光客の誘致のためのPR活動につきましては、町内の関係施設と協議を進め、商工会、紀美野町観光協会等と連携を密に、フェイスブックやツイッター等のSNSなども活用する中で、情報発信を進めてまいりたいと考えます。

以上、外国人観光客の誘致についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 私からは、西口議員の6点目の指定管理者の公募について、7点目の行政改革について、8点目の避難所について、そして10点目のふれあいバスについての質問にお答えをいたします。

まず、西口議員の6点目の指定管理者の公募についての質問にお答えをいたします。

指定管理者の公募期間について、もっと長く公募することで、応募者がふえるのではないかと、また条例等で応募期間を規定してはどうかという御質問でございます。

まず、周知するには、どの程度の募集期間を設けているのかというのを、県や県内の市町の状況を調べてみました。和歌山市の市営駐車場で5日間、市営駐輪場で13日間の公募期間でございました。また、由良町の白崎海洋公園では20日でございます。和歌山県の施設で、県民文化会館や和歌山県国際交流センターで約1カ月となっております。当町の場合は、従来から約1カ月の募集期間を設けてまいりました。他の自治体の例からすると、決して短い期間ではなく妥当な期間でないかと思えます。今後は、施設の性格、規模、立地条件等により、応募期間を長くすることも含め弾力的に考えてまいりたいと思っております。また、条例等への明示につきましては、条例等に定めている自治体は確認できませんでした。

実際に立地条件がよく採算性の高い施設であれば、短期間でも応募がありますが、その逆の場合は、募集期間が長期間であっても応募がふえるかどうかは難しいと思われま

ず。公募期間につきましては、それぞれの施設の条件等によるものとし、募集件数をふやすための努力としましては、ホームページ等でわかりやすく、より広く募集することを考えてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

続いて、7点目の行政改革についての質問にお答えをいたします。

まず、行政改革とは、地方公共団体において、厳しい財政状況の中でも安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的に実施されるよう、地域の実情に応じ、自主的に改革に取り組むこととされています。具体的には、行政運営の効率化、職員数の削減、人材育成、給与制度改革、財政健全化などに取り組むことで、求められている住民サービスを維持・向上させる反面、費用対効果の低い補助金や住民サービスは、縮小したり廃止したりするものでございます。

紀美野町では、職員の削減に対し住民サービスの低下を最小限にとどめるために、費用対効果の低い事業の統廃合と職員の能力向上を図ることが重要と位置づけ、行政改革大綱、集中改革プラン、財政健全化計画、定員適正化計画、職員研修計画、組織検討委員会の開催、職員提案型事務事業評価などにより取り組んでまいりました。具体的には、行政組織の統廃合による効率化、早期退職者募集、職員採用の抑制、地方債の繰り上げ

償還、補助金交付事業の廃止、費用対効果の低い事業の廃止、報酬等の削減、行政組織改革、高率の地方債の借りかえなどに取り組んでまいりました結果、財政の弾力性を示す経常収支比率は、合併直後に99%であったのが平成27年には87%と12ポイント改善いたしました。今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

御質問の中の住民サービスに向けての新しい発想につきましては、他の自治体で実施している事務事業評価制度とは異なり、当町独自の制度を構築し、平成23年度より担当者提案型事務事業評価として、職員が担当者目線や住民の要望などを勘案し、既存事業や既存制度の合理化や廃止についての提案、新規事業の提案をする制度を運用してございますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

続きまして、8点目の避難所についての質問にお答えをいたします。

現在、体育館が避難所となっている施設でエアコンを設置している施設は当町にはございません。また、県内の公立の学校の体育館にエアコンを設置しているところもほとんどないと思われまます。実際に災害が発生し、空調が必要となる避難所には、冬であれば大型ストーブを設置することになりますし、夏であれば扇風機やスポットクーラーなどを設置することになります。このような物資は、民間との協定、和歌山県、自衛隊に対して物資の提供を要求することにより調達することになってございます。

役場では、発電機や投光器を52台購入しておりますし、また寒さ対策としては毛布を2,300枚備蓄してございます。また、これらの防災に必要な物資については、役場が調達し配布するには時間がかかりますので、平成27年から28年で自主防災組織組織に30万円の補助を行い、資機材を整備していただいているのが現状です。

実際に大規模災害が発生したときは、和歌山県内の市町村のほとんどが停電すると予測され、停電によるエアコン稼働させるための電力がなく、発電設備が必要となります。そのため、大型の避難所にエアコンを設置する場合は多額の初期費用が必要でありまますし、ランニングコストにつきましても毎年の保守点検費用などが永久的に必要となり、財政負担が大きくなるおそれがありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

10点目のふれあいバスについての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、バス車両の乗降口の段差は高齢者の方にとっては高く感じられ、乗降の際には御負担になることもあると思ひます。町といたしましてもこのような状況を認識しているところでありまして、車両の更新の際には、乗降時に車両の下から低い

ステップが出てくる仕様に改造したものへと順次進めているところであります。

現在、コミュニティーバス車両の5台のうち3台は低いステップが出るものを導入してございます。利用者の方が乗降しやすくするための段差を小さくするステップにつきましては、その機能を備えた車両の導入を今後も順次進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長 (山本訓永君) 西口議員御質問の11問目の配水池の緊急遮断弁の設置についてお答えさせていただきます。

平成23年に起こった東日本大震災、昨年起こりました熊本地震は記憶に新しく、和歌山県においては、南海トラフ巨大地震の発生が近いのではないかと危惧されているところでございます。

議員御質問の配水池の緊急遮断弁の設置についてですが、和歌山県は県民の命を守る水の確保事業といたしまして、既に設置されている緊急遮断弁25基と31年度までに設置を進めるとしている22基を合わせまして47基を設置して13万立方メートルの水道水を確保し、災害が起きても県民の10日分の水道水を確保するとしております。この事業は、補助対象を1,000立方メートル以上の配水池という要件がございまして、規模の大きな配水池が対象でございます。

紀美野町内の配水池で平配水池と松ヶ峯配水池が500立方メートル程度の規模であり、次は河北配水池の378立方メートル、残りは300立方メートル程度から数立方メートルと規模の小さなものでありまして、補助対象外であることを御理解いただきたいと思っております。

町内の緊急遮断弁の設置状況といたしましては、平成20年度に河北簡易水道統合事業により河北配水池と志賀野配水池に緊急遮断弁を設置しております。また、緊急遮断弁ではございませんが、配水流量の急激な増加を感知して配水管が自動的に閉まる電動弁が、美里簡易水道においては、松ヶ峯浄水場の配水池に3基つけており、永谷配水池にも1基つけております。また、中間の流量を感知するステーションにも8基つけており計12基あります。これらにより、配水池からの流出をとめることとなりますので、

御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長 (美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時46分)

---

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時59分)

○議長 (美野勝男君) 6番、西口 優君。

○6番 (西口 優君) まず、1点目として、町長も前々回の答弁の中でもさまざまに弊害と言うのですか、そうしたことも予想されますと、こういうふうな回答でございました。だから、弊害っていうのはどんなことを想定しているのかなど。実際にはそんな弊害なんてないような気がするわけや、私としては。私としてはないような気がするけども、あくまでも双方それは立場が違うから弊害があるのかもわからん。だから、そういうことについて尋ねたいと思うのですよ。

それと、前回、以前の用地が適さなくて見直すと、こういうことになりました。確かに、けどね、これは、議会というよりも執行部だけで決めた結果がこういうふうになったということについてね、もうちょっとやっぱり広く地域の人にも声をかけてやっていたらこういうことはなかったのではないかと、そういうふうに思うのですよ。確かに、もっとそれはどこまで、実際に地元の人に話をして、そうして決めたんかもわからんのやで。私らのほうはあくまでも議会に上がってきて初めてそういうふうにはわかったんやけども、この土地にしますよと。ただ、それまでのことについて、執行部は自分とこでやって、なおかつそれでいて一旦議会へ上げて、議会も承認した話やし、私は反対に回ったけどね、けど、そういう中でこういうことが起こったと、一旦取り下げてくれてまた新しく上げてくれる。そういうふうになるか。新しく上がらないな、もう予算が通ったさかいね。けどこういうことが起こってなかったのではないかなど、こういうふうに思うのでね。再度の答弁を求めたいと思います。

2点目です。介護予防日常生活支援総合事業。これはね、この中で単純に費用がかか

るという、これは利用者、当然、介護職員処遇改善加算算定率というのが上がってくるという。これは確かにわかるけど、それが上がるということが、できることなら利用者が理解して払うというのが、これが理想かなと思います。だからそういう部分、実際にはヘルパーさんが家に来てくれてね、サービスの内容が変わるわけじゃないけども加算費用というのが変わってくるという。ただ、その事業所によって加算率が違うという。僕もよくよく聞いてみたら、そういうふうな事務的な書類の整備によっても値段が変わってくると、こういうふうな話で。そしたら、利用者からしたら、仕事の中身は全く変わってないけども、事業所が事務的な資料によって変わってくるという、その辺がなかなか多分利用者にはわかりにくいかなと思いますけどね、特に高齢者の人にこれをわかってもらうというのは、確かに難しいと思う、難しいと思うけども、わかる方法があるのではないかなって。特にこの時期だとね、当然のことながら、みんなからもう当然同意書はもらってあるはずやしな。もう4月からなっているということについてはね。だから、どういうふうな説明を徹底してやっているのかなって、こういうふうに再度尋ねたいと思います。

3点目としてね、実際問題として三つの区域に分けるといふ。分けることによって町民に、本当は分ける必要があるのかな、そういうふうな、紀美野町、確かに面積的には128平方キロもあって広いと言えば広いけども、だけど車で走ったらわずかなことでしょ。そういった中で、業者を、紀美野町という一つの自治体を工事に当たっては三つに分けているという。だから三つに分ける必要といふのがあるのかなって、こういうふうに思うのですよ。だからその点についてちょっと疑問に思う。分ける必要があるのかな。本当に分けることによって業者の育成といふ、こういうことも考えているのかもわからんので、考えているのかもわからんけども、実際には近年建設業者が少なくなっているという。だから、これは結果として分けているからなっているのか、それとも社会的な背景があるから業者が少なくなっているのかもしれないけども、現実問題としては少なくなっているという。だから、こういうふうなことは適正な競争の中では、三つに分けるといふこと自体が余り好ましくないのではないかな、こういうふうに思うので、再度の答弁を求めたいと思います。

4点目です。私この意見を聞かせてもうたのは、柴目の分校の近くの方からの意見があったんやけども、あれだけの建物をもっと有効活用できへんのかと。確かに物品の保管場所とか、こういうことを、いろんな。だけどね、いろんな学校でいろんなそういう



ふうな有効活用と言いながら、それが本当に地域の人らから見て有効になった、一部使っているのは確かにわかるけど、一部使うのと有効活用というのとは大きくかけ離れている。だから、住民目線で考えたらあそこの建物を本当に十分に有効活用されているかと、そういう目線にはなかなかない。確かに、一部の人らは、それは使っていることは確かなんやで、使っていることは確かやけども、本当に付近の人らから見たら、まだやっぱりもうちょっと利用価値があるのではないかなって、こういうふうな目線。だから、みんなが納得して、あの役場の学校の建物を十分に有効して利用できているという、こういうふうなことが理想かなと思いますけどね。その点について再度の答弁を求めます。

5点目です。紀の川市では専用の施設があるという。ことしの5月からと言ったからまだそこまで普及していない、一般的に普及してないと思うけど、確かに今後とも研究していきたいというのはわかるけども、今、現実問題として、2015年日本国内のドローンっていうビジネスは104億円であったと推定されるという、これネットで調べた資料によるとね、16年度は191%ということになって、199億円。2020年には1,138億円という、こういうふうな十分急激にふえていっているという、こういうことが予想されるということ。だから、ドローンの利用について、紀美野町は、もう少し町内全域どこでも飛ばせるよとか、そういうふうなことの情報発信ができればもう少しみんなが利用できるのかなと思うけども、そういうふうにならんものなんかいなと思いますけどね。町内は、実際には、規制がないという、そこまでは聞かせてもらったけど、規制がないということをもみんなが知っているわけではないし。だから、そういうことの発信ができればいいのかなとは思いますが、その点について再度の答弁を求めたいと思います。

6点目です。他の自治体では、5日間、13日、20日間とかっていういろんな話聞かせてもらったけどもですよ。実際には公募の期間を条例に明示していないという。それもわかる。それもわかるけど、ただ、それは条例化することによって、紀美野町がもし条例化したらどんな弊害があるのかと。その弊害すら、実際問題として弊害っていうのは、まだどこもやってないから弊害っていうのは実際出てきてないのかもわからんけども、行政の中身をみんなが知ることについてはいいことやと思うのですよ。だから、条例化すればどんな問題がある。こういうふうなことまで。確かによその自治体で条例化されてないから問題というのはわからん話やけど、もしあった場合どうい

害があるから条例化できないと。こういうふうな話の考えをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

8点目です。私まだまだ、はたから見ても行政改革っていうのはできることがあるのではないかな。以前にもタイムカードを、それこそ自動にすることができないのになって、こういうことであっても、金銭の、あれはかなり給料の計算するのでも手計算しないとイケないような形になってくる。だから、もう少しそういうことに無駄な時間を使う、それは確かに無駄って言ったら失礼やけど、そういうことに自分らの手を煩わすことが要らないほうがいいわけですよ。行政サービスに使うことは、対人の場合はどうしてもそれは仕方ない。だけど、極力機械でできるようなことでやっていければ、もう少しそういう時間的なことを住民サービスに向けられるのではないかって、こういうふうに思う。だから、そういう部分がまだまだ改善の余地があるかなと思うので、再度の答弁を求めたいと思います。

8点目です。もし、災害があったときに、和歌山県内、それは停電するかもわからん。それは実際問題として南海地震が、私らが生まれる前の話、21年か何かの話やけど、実際にはどんなことがあったんか、おやじに聞いた話だけであって、海南へ手伝いに行ったよというだけのことしかわかってないけど、それは、紀美野町で停電なんてないのかもわからんし、あったんかもわからん、それは確かにそうなんやけど、もしね、町内って、実際には、紀美野町では、被害っていうのは、よそへ手伝いに行ったと聞いたから大層な被害がなかったと思う。海岸沿いでもないしね。津波の心配もない、そういう中でエアコンをもしそういう建物に設置する、どのぐらいの費用がかかるのかちょっと定かでないけど、ただ、そういうものがあれば、避難場所とかっていう、そういうことだけでなしに、通常のそれこそいろんなイベントに利用することは可能でしょう。だから避難場所のためのエアコンというわけでもないけどね、だけど、そういうふうなことを考えたときに、和歌山県全域が停電するというだけでもないと思うのですよ。だから、普通に考えたら建物に設置がされていけばそれは使えるような状態にあるのでないか、こういうふうに思うけど、その点についてね。もちろんそれは避難場所として、避難場所というのは実際には必要なかったらそれに越したことないけど、備えあればということも考えたときにね、もう一度設置が可能かどうかということについてちょっと再度の答弁求めたいと思います。

9点目。町営住宅の入居基準、確かに、この条例見たときに、個人の持ち家があった

ら町営住宅に入れん。それはわかる。ただ、保安上危険もしくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者は入れるという、こういうふうに分かれていると思うけど。この中で、入りたいという希望があったときに、職員が現場へ行って確認に行った。行っちゃったら、ここの建物は危険ですね、ここの建物は有害な状態やと、こういうことが把握できたらいい。だけどこれは現場へ行ってこそわかるものやしな。もし要望があって、おたくの家は家があるから入れないですよって。こうなったときに。有害か有害でないかという判断は、現場へ行ってこそわかる話やと思うけど、実際には行かなくてわかるわけでない。私も七十幾つ、もう八十手前の人に町営住宅入れるかなって言われた。そうしたときに、さあ、町営住宅って家があると入れないですよって言うたんやけどね。床はもうぐさぐさでどうにもならないけど、役場へ言っても家があるさかい入れないって。それやったらもっとちゃんと言ってみなよって言うたんやけどね、ただ、家があったら入れない。それは確かに一般論として持ち家があって入れるって、それは八十手前の人に何百万かかけて家直せよって言うても難しい話やし、それはそういうふうなことを考えたときに、それは職員が現場へ行って、そして、この家やったらそれはもう仕方ないなっていう判断材料っていうのですかね、そういう部分をいまだかつて確認したことがないのではないかと、こういうふうに思うのですよ。だから、それはね、言われて全部が全部家尋ねていくっていうわけにもいかんけど、それは、町営住宅に入りたいと言った人があれば、どんな状態を、そういうことは聞くことは可能やしな。だから、その中でもどうにもならんっていう場合は現場で確認するとかっていうことも可能かなと思うけど、その点について、今まで実際問題として現場に行ったかどうか、こういう部分がどんなもんやろうなと思うのでそれをちょっと聞きたいと思います。

それと、町営住宅ではまだまだ入居可能という、一般論としてやで、一般論として入居可能と思えるところでも危険ということで建てかえの必要があるという。それに比べて民間の家はまだまだ危ないようなところが幾らでもあるのに、判断基準がどこかにあるわけやしな。だから、個人住宅との安全基準の違いというのはどこかにあるわけやと思うけど、その点についての考えを聞かせていただきたいと思います。

10点目です。5台のうち3台はそういうふうにステップが低いという。確かにそれはそれで、あと2台はどうなのやって。確かに高い費用かかるかもわからん。だから、それはそういうことが考えたら難しいということも起こり得ると思うけど、ただ、課長の答弁というのはね、健常者が主体に考えているような気がするわけよ。もし、身体

的弱者救済って、こういうふうな視点から考えたら早急な改修が必要になる。一般的にはこういうふうに思います。だから、あくまでも事業者、大十バス、運行主体は紀美野町、こういうふうになっているみたいやけどね。ただ、乗りおりで高齢者が転ぶ可能性というのも当然起こり得るわけだから、行政の責務としてね、これはもう安全にするというのが、それも早急に安全にする、自分らは確かに健常者よって、別にきょう、あす、バスのステップがいつ直ると、そんなに直接影響がないけども、もしこれが、それしか移動の手段がないというふう考えたときには早急な改修が必要やしな。そんなに考えたら、もう少し、今、課長が新しいバスに変えるときに変えていく。それももちろん理解できる、理解はできるけども、ただ、今あるあとの残りの2台を変えようと思ったらどれぐらいの費用がかかって、全部できてしまうまでに何年ぐらいかかんのかな、こういうふうに思うわけですよ。ただ漠然と待ってくれと言うのでなくて、いつごろに全部改修できますよって、こういうふうな部分がある。だから利用しているのは高齢者です。だから自分らが利用できる中に、それこそ事業との兼ね合いがあるさかい、その辺を再度の答弁求めたいと思います。

12点目。ちょっと11点目飛ばして、12点目として、結婚式の写真っていう、案外どこかで撮ってきたよっていうのをよく聞くことがあるのですよ。だからその逆場バージョンが町内でできんかな、実際にお金をかけてどうというわけじゃない。できることなら業者とコラボしてできたらそれに越したことはないのかなと思う。全国的にもやっぱりガーデンウエディングというのが今はやりつつある。だから、そういうこと。もちろん写真だけのことやけ、結婚届とは連動していないという、これはただ単に写真だけということがね。できたらもっと簡単にできるのでないか、こういうふうにたださっさとと思うだけなんやけど、生石高原でもどうのこうのっていうような話あったけど、私、天文台の外観がすごくいいかなと思うので。紀美野町という一つのシンボルになる、そういうふうな形のものやさかい、あれを写真に入れられて発信ができればおもしろいな、こういうふうに思うので、そんなに難しくないと思っているのやで、することについては。だから、業者とコラボしたら、実際のところ町の負担というのはなくてできるのではないかな、こういうふうに思うので、再度答弁求めたいと思います。

13点目です。人口が減っている。実際問題として和歌山県も人口が減っている中で、日本全体のことで確かに難しい。もちろんそれはもう十二分に理解しているけども、ただ、消滅可能性のある自治体という、こういうふうに計画書には書かれていました。だ

けど、消滅可能性のある自治体、こんなむちゃな、おまえそれは大変な話でしょう。だから、真剣に考えたら紀美野町がなくなっても困るけどやね、ただ、そういった中で、このニュースの中では人口がふえた三つの市町村があるという。北山村で0.69%、岩手市で0.46%、日高町で0.05%ふえた。こういうふうに報じていました。だから、こういうふうに和歌山県全体の人口が減っているという、こういう中でふえている自治体もあるという。それはもちろんそれぞれの自治体は大変努力をしているのやと思うけど、ただ、やっぱり普通にしていって減ってくる。それはもう仕方ないけど、ただそういう部分を職員研修に行くなり何なり、ことができんものかな、そういうことが例えよそのまねごとになってでもかまへんけど、それは立地条件も全部違うから難しいというのは難しいんやで。だけど、自分らが求められるのは数字として出てくる部分でしょう。もし行政でどういうことをしていても数字としてふえてきた、減ってきたというのがあらわれてくる。それをやっぱり町民は状況評価すると思うけど、その部分について、やっぱりふえている自治体もあるということを考えたらね、もう少し何らかの手があるのではないかなとこういうふうに思うので、再度の答弁を求めたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1番目の用地取得についての弊害ということですが、具体的な弊害は言いたくありません。現にそうした弊害が起きました、過去にね。したがって、やはりこの議会へかけて、その議会の中でそうしたことを発表していくというのは基本でございます。そうしたことを御理解いただきたい。

それと、もう一つは、現在の住居者周辺の意見を求めたらどうかということですが、やはり現在住まわれている方々の御意見を聞いた上で、周辺で求めたということで、もう何回も申し上げているところでございます。その周辺全てに、これをどうか、どうかというような意見は求める意思はございません。

それと、前議会で中止をしたと。これは執行部のほうへ手伝えないかと。それはもうおっしゃるとおりでございます。それにつきましては、決断したときにも申し上げました。より安全性を求めて移転をさせていただきますという話をさせていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、13番目の答弁でございますが、消滅可能性があるというのに町は何とかできんのかいと、これは、もう皆さん方に御協議をいただいた人口ビジョンというのを町の

ほうではつくっております。そして2040年に6,500人でとめていこうと、そのためには、執行部だけではなくに議員の皆さん方もこれを十分理解していただいた上で取り組んでいただきたい。そうした思いでございますので、これは本当に議員おっしゃられるように重要なことです。そしてまたこれをするためには、先ほど来申し上げておりました第2次長期総合計画、これも、これは執行部だけで決めたものではございません。全町内から皆さん、審議委員ですか、出ていただいて、そしてみんなの知恵を出し合ってこの第2次長期総合計画を諮問していただいて、そして私のところへ答申をいただきました。そんな中で、この第2次長期総合計画をいかに実施していくか。それをこれから執行部、そして議員の皆さん方とともに力を合わせて頑張っていきたい、それがここで言うところの人口減少に歯止めをかけていく大きな一つの政策であろうと思いますので、一つ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 私のほうから、西口議員の二つ目の介護予防日常支援総合事業についての御質疑にお答えさせていただきます。

先ほど説明させていただいたとおり、処遇改善加算につきましては、平成24年度から始まっているものでございます。ただ、先ほど御質疑にありましたように、事業対象者だけではなく、今も要介護1以上のヘルパーなどのサービス利用も対象になっておるところです。先ほど言われていたように、どのような説明をしているのかということでございますが、サービスを利用する前月には、ケアマネジャーや包括支援センターの者が来月の利用についてどのような金額が要するという中で処遇改善加算も説明されているものと考えておるのですけども、まだ十分ではないことがあるかもしれません。議員御指摘のとおり、そのことを十分周知するように、月2回介護ケアの事業者やケアマネジャーなどの会議を行っていますのでさらに周知に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、西口議員の再質問にお答えをいたします。

まず、3番目の入札についての再質問にお答えいたします。

先ほども、私もこれは答弁いたしました。3地区に割ることについてなんですけど

も、平成28年10月に総務省及び国土交通省から公共工事の円滑な施工確保についての通達文がありまして、地域の中小建設業者の活用により、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適正な地域要件の設定や極力分離、分割して発注を行うということに努めることという要請がございますので、それに基づいて3地区に分けて行っているという現状でございます。それも地元業者の育成や地域性を十分に考慮して3地区に分けて行っているものでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それから、9番目の町営住宅についての再質問にお答えをいたします。

持ち家でありまして、その持ち家が壊れかけているとかいった場合の現場確認の件かと思うんですが、あくまでも町営住宅の入居の資格につきましては、先ほど言いましたように、その者の収入が一定の基準を超えないこと、現に住宅に困窮していることが明らかな者であること等となっております。基本的には、持ち家がある方は町営住宅には入居できないということになっておりますけれども、保安上危険もしくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者は現に住宅に困窮していることが明らかな者に該当する場合があるということでございます。それに伴いまして、申し込みに来ていただいたときに話を聞かせていただいて、そのまま状況があれば、必要に応じて現場等へ出向いて確認はしていきたいなと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それから、個人住宅と公営住宅との危険な状態の差なんですが、公営住宅につきましては、長寿命化計画により建てかえ等を実施してございます。個人住宅につきましては、耐震の基準等ございまして、うちでも耐震の診断の補助金でありますとか、耐震のいろんな補助等がございますので、それを活用して建てかえしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） それでは、私から休校、廃校についての、具体的に柴目永谷分校につきまして地域の方々から地域の目線で本当に有効に活用されているかという御質問にお答えいたします。

町のほうで、教育委員会だけではなく、まちづくりという観点や行政でいろんなことの改革という点からも関係部署が近隣の市町村、県内また県外のほうの事例を研究し、

研修等も行っておりますが、具体的にこれだというような考えには現在至っておりません。これが現状でございます。まだまだまちづくりという観点で研究しているところでございます。

また、学校につきましても現在休校中ということでございます。広く公募して恒久的に、長い年月使えるようなということでの応募もしておりません。ほかの廃校になったようなところでは、恒久的に使えるような学校等ということになっております。これは、地域の具体的な要望がございまして、子供が集まる場所とか地域のまちづくりの活動の拠点というようなことで、地域の御要望があつてすぐに実現できたようなところでもございます。そのような御要望があり、また、私たちの研究の中で町の公益的な利益が認められるような、これはいけるなというようなことが具体的に出てきましたら協議検討させていただきたく考えます。現在では以上のようなこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、ドローンの利用について、飛行することについて町内外に発信することはできないかという部分についてお答えさせていただきます。

まず、西口議員御指摘のとおり、ドローンにつきましては、地域課題の解決、自然災害、鳥獣害、高齢者見守り、買い物支援、トンネル橋梁点検、農業への活用などビジネスチャンスは広く考えてございます。

しかしながら、航空法のほか関係法令といたしましては、民法、軽犯罪法、道路交通法等々さまざまな規制がございます。国土交通省の提唱する無人航空機の飛行ルールといたしまして、先ほども申しましたとおり、150メートル以上の高さの空域、人口集中地区の上空、それから、まず日中に飛行させること、目視範囲内で無人航空機とその周辺を常時監視して飛行させること。人または建物、車両などとの物件との間に距離30メートルを保って飛行させること。祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの場所の上空で飛行させないこと。爆発物など危険物を輸送しないこと。無人航空機からものを投下しないこと等々でございます。ルールどおりに飛行する場合や許可を受けた場合であっても第三者の土地の上空を飛行することは所有権の侵害に当たる可能性もあるため、プライバシーや人、物件等に危害を及ぼす可能性の安全面からも、むやみに飛行させることは適切でないと考えてございます。



施設管理者といたしましては、利用者の安全・安心を中心に危険の可能性があれば排除する必要があるかと思えます。安全性を十分に担保した上で方向性、運用方法などを調査研究していきたいと考えます。

続きまして、フォトウエディングを町内の施設でPRできないかという部分について説明させていただきます。

今回、平成29年度から観光協会が町に移管されまして、会の中でも町内の魅力的な施設を活用したウエディングプランを研究している会にも聞いてございます。その魅力的な関係、町内に、議員御指摘のとおり、魅力的な観光施設、天文台等々、ふれあい公園、生石高原等ございますが、関係施設と協議を行った上で町内周遊はもちろんリピーターの確保につなげてまいりたいと考えますので、テレビ、ウェブ等、メディアをフル活用して町内外に発信してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 私からは、まず、西口議員の6番目の指定管理の公募についての再質問にお答えをいたします。

条例化することに弊害があるのかという再質問でございました。条例というのは、必要なことは明示しなければならないと考えています。それで、1カ月の募集期間というのは妥当と考えて、今まで運用してきているところでありまして、特に大きな問題もなかったようには思います。それで、弊害もなければ必要もないものと今現時点では私考えているところです。それで、今後も施設の性格とか規模、それから立地条件によって応募期間を長くすることも含めてホームページ等でわかりやすく周知してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、7番目の行政改革です。

まだまだたくさんあるのではないかと御指摘でございます。確かにたくさんございます。と申しますのも、28年度の事務事業評価というのを行った中で、新規が24件、それから見直しが10件、それから業務の転換あるいは報告というのが25件ありまして、合計で59件の事務事業、いろんなものを検討してまいっております。

しかし、これ23年からやっているのですが、28年度でもまだ60件、社会情勢とかいろいろ制度の改革等によって毎年、毎年たくさん出てくるのですが、議員おっ

しゃるとおり、まだまだこれで十分だとは当然考えておりません。当然、民間に委託できるところは委託し、あるいはまた機械化できるところは機械化して対応していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

それから、8番目のエアコン。備えあればという御提案でエアコン設置したらどうかという話でございます。確かに、大きな避難所なんかのハード面の施設整備、これは大切なことであると考えております。しかし、災害が起こったときに、家庭での防災とか減災そんな啓発も当然必要ですし、いろんな、やっぱりバランスを考えてこういう施設改善とかに取り組んでいかないといけないと考えています。小・中学校でも教室によくエアコンが設置される等、そういう取り組みしておりますので、いろんなことを勘案して、バランスを考えて今後も対応していきたいと考えております。

それから、10番目のふれあいバスについてです。

確かに、議員御指摘のとおり、高齢者の方にとってはもうすぐ改善しなくてはならないと、私もその認識ではおります。それで、バスの3台と申し上げましたけど、実際は、国木原・長谷線それから小川線、真国・志賀野線、三尾川・上ヶ井・箕六線これは永谷線も走っておるんですけど、これにはステップはついておるんです。ただ、三尾川・上ヶ井・箕六線と上ヶ井線に関しては、余り低くなるものではないので、私はもう3台と言ったんですけど実質的に4台はついております。高野線のほうは、ステップはついておりませんので、これはやはり高齢者の方すぐにも御不便なこととしておるので、車を改造するというのは、なかなか時間的にも費用的にもかかるものでありますので、踏み台などもそういうもので対応をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

- 議長（美野勝男君）                      6番、西口 優君。
- 6番（西口 優君）                      少しだけちょっと聞かせてもらいたい。まず1点目ですね。最初の予定地から次の予定地が変わったときにより安全にということ、安全を求めて変わったという、これは大いに結構ですよ。それは確かにね、もとの予定地は低かったし、今度の予定地は結構高い位置にあるからそれはいいと思うけど、最初からその予定地にならなかったのが不思議でかなわないわけよ。最初から、言えば、一旦議会へ上げてきて、それで一旦採決されたんやけど、ただそれが途中で取りやめになって新しく変わって、それやったら新しく変わる場所に最初からなってあつたら何も不思議でないんや

けどやね、そういうところで最初の見通しが少し甘かったんじゃないかなって、こういうふうに、どうしてもそこら辺がひっかかってね。もう最初からより安全なところというのを一発目に決めてくれてあったら何も問題のなかった話やけど、ただ、たまたまそういうふうになったということ考えたときに、本当に執行部がそういうふうなやり方でよかったのかなって、こういうふうにつき疑問に思ってしまうので、再度の答弁を求めたいと思います。

3点目です。分割して3地区に分けているという、それは、こういうふうなやり方、小さい企業は分けている、大きな企業、能力のあるところは分けてないという、どこでも入れるというふうな形になっちゃったとは思うのですがね。分けることによって、こういうことは地元の業者の総意なんかだと。望んでないのではないかなと思うわけよ。本来は、そういうふうなことが、もちろん行政指導ということもあるやろうとは思いますが、行政指導の中では、一応町内でしっかりした業者のほうはどこでも自由に入れる。小さい企業はこういうふうに分割しているという、こういうふうな話だと思うのですがね。その点について、それは小さい業者がその状態の中で生き残っていけない。現実問題としては生き残っていけないわけやしな。まして、新規に起業するという、企業を起こすという、こういうふうな業者が育ってこないというのも、一部こういうふうなことが弊害になっているのではないか。こういうように思うけど、確かに新規の業者ってもうからなんさけやめとくよって言うかもわからんので。それは自分自身がそういうことをやってないからわからんけど、ただ、こういうことが業者の総意かなという。こういうことを業者が望んでいるからこういうふうにしていますよっていう、実際にはそうじゃないと思うのですよ。だからその点についての考え方を再度求めたいと思います。

4点目の休校、廃校のという、実際問題として柴目の学校というのは休校中であって、それはいろんな制約があると思うのですよ。制約があると思うけど、これを有効利用するという点について、地元のそういう人たちとの話し合いの機会というのを何か設けられて初めて前へ進んでいくような話やと思うけど、だから、区長さんらに何らにでもそれはそういうふうな人たちと、こんな意見があるけどもっと有効利用する方法というのを、あんたらもええ考えありますかっていう、そういうふうな話し合いの機会がなかったら話は前へ進まない。だから、その辺の考えだけ聞かせていただきたいと思います。

6番目の指定管理者のという、その弊害も、実際には弊害もないだろう、その必要が

ないという、こういうふうな考えというのはね、弊害も必要もないっていうのは、そう言われたときには、実際には現実に条例化してない。よそでやってないということは、弊害もわからん、必要もわからんということになってしまうけど、ただ、行政を広く住民に知ってもらおうということについてはね、やっぱり条例化すれば、もういつから公募しますよっていうことが、今やったら役場の判断で例え何日でもかめへん、公募しましたよって、そういうことで済むわけですね、広報でいつ載せましたって。いつから載せて、前回と同じでね、この月いっぱい載せました。だけど、それは広報の回ってくる日にちが自治会によっては全部違う、そうしたら公平性が欠けると思うわけですよ。だから、もう少しみんなが、行政の進め方がわかりやすい、そういうふうなことが理想かなと思うのやで。それはあくまでも、役場は役場の考えがあるだろうけども、ただそうあるべきなのかなと思うので、再度やっぱりそういう考えを聞かせてもらいたいと思います。

9点目。私、聞いたのは、実際に保安上、町営住宅に入居したいよっていう人があって、それはうちの家かなり傷んでいるのよ、こういうふうなときに、実際に見に行ったことがあるのかいなということを聞いたのに、これからしていきたいというような回答あったので、それは確かにそれでもええんやけど、だけど、今までは実際に行ったことがあったんかい、こういうふうなところからです、やっぱり。まず、行ったことがあってこうでしたよって言うならわかるけど、1回も行ったことないよって言われたら、それで今度から行くよって、これも一つの、わからないで、それもわからないことはないけど、今まで実際にそういうふうな入居して入りたいよって言うて、私も聞いた話やけどやね、それは、だけど、そんなら傷んでいるのだったら入れないのと違うかって言うたんやけどね、だけど役場でもうそこで蹴られたっていうから、それじゃあと言ってこういうふうな一般質問になっているけどね。だから、本当に行ったことがあるのかないのかだけちょっと聞かせて。それで、今後の方針としてね、それだけ。

以上、お願いします。

○議長（美野勝男君）                      町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君）                      西口議員の再々質問にお答えをいたします。

まず第1点目。最初から新しい予定地に移っていたらよかったのと違うか、甘かったのではないかと。こういう、何か後ろ髪を引くような御質問であったかと思えますけど、決してそうではなしに、現代の川幅、そして橋梁の高さ等々から考えて安全であろうと

いうことでしたのですが、しかしながら、28水のときには、当初まで水が来ていたということにより勘案して、より高い安全性を求めて一遍選定をさせていただきますということで、皆さん方に御理解をいただいたつもりでございます。したがって、そのところを十分御理解をいただければというふうに思います。

それから、3点目の3区域に分けていると。これは、小さい業者は生き残っていけないのではということでございますが、私は、逆に、今総務省または国土交通省からの公共工事の円滑な施行確保についてという通達文等を見ますと逆ですね。地域の建設業の活用により円滑かつ効果的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や極力分離、分割して発注を行うなど、引き続き中小建設業者の受注機会の確保に努めることと、こういうことでございますので、3分割しているという意味を御理解いただきたいと思います。

それから、6点目の指定管理者ですか、これについて条例化しないのかと、こういう御指摘であったかと思うのですが、私は今設けている募集期間約1カ月というのは決して短い、そういう期間ではないと思います。それと、こうした期間設定については、こんな条例で決めるものじゃなしに、もっと小さい施工規則とか施工細則とかそういったもので決めるべきものであろうと。したがって、条例でこれを決めていくというのは、私は考えてはおりません。

それと、町営住宅への入居、これの危険性のある住宅について、これからそういうものはやっていくと。今までなかったのかというお話であろうかと思いますが、平成24年1月5日に毛原団地で1件だけございました。これはもうその現場を確認して、保安上危険と判断をいたしましたので入居をしていただいたと、こういう事例がございます。ただ、名前は差し控えさせていただきますので、一つご理解を賜りたいと思います。したがって、そういう方があれば、まず相談に来ていただいて、そして実際の現場を見、いろいろ相談に乗っていきたい。しかしながら、決してそれしていただいたら即対象になるかと、そうじゃない、そこらは十分協議しながらやっていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、4点目の休校、廃校、柴目分校ですね。永谷分校、これにつきましては、本当に何か利用方法ないかということで、今までも詮索いたしております。そんな中で、介護施設ですね、それもどうやろうという話もあったのですが、いろいろ検討した結果、改修費用も非常にかかり過ぎるというようなこと。それと、土地が借地であるというよ

うなことをいろいろ勘案いただいて断られたというふうなこともございます。決してそのまま放っておいているというんじゃないしに、機会あれば、また皆さん方に御紹介いただいて、そしてその話に乗っていきたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君）　これで西口　優君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休　憩

（午前 11 時 57 分）

---

再　開

○議長（美野勝男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 30 分）

○議長（美野勝男君）　続いて、4 番、町田富枝子君。

（4 番 町田富枝子君 登壇）

○4 番（町田富枝子君）　私のほうから2点質問させていただきます。

まず1 問目ですが、小・中学校における主権者教育についてお伺いいたします。

2015 年6 月選挙権年齢を18 歳に引き下げる改正公職選挙法が成立し、主権者教育の重要性に注目が集まっています。

本年2 月、新潟市で開かれた日本教職員組合の教育研究全国集会でも中学段階から社会や政治への参加意識を高める実践が多く報告されています。

岩手県一関市立千厩中学校の熊谷教諭は、地域振興の視点から取り組んだ主権者教育の授業について報告。高校と違い選挙権を持たない中学生にいかに主権者としての意識を持たせるか。目標にしたのは、政治的な問題に頼らず、地域づくりに主体的にかかわろうとする意識を育てることだとして、一関市を日本で暮らしたいまちトップ10 にするというテーマを提示した。生徒たちはこれを実現するための課題や手順について話し合い、グループごとに市役所や図書館などを訪れ、情報や資料を集めた。あるグループは、餅などの特産物をPR するイベント、グルメグランプリを開催するアイデアを出し、役所への届け出方法や法律上の問題点を地元の弁護士に聞いた。また、校内で各グループの代表者が公約を競う模擬市議選、模擬市長選を実施し、模擬市議会を開催、生徒の

一部は立案した政策を請願書にまとめ、実際に市議に提出したそうです。このように主権者教育は、選挙に関する知識を教えるだけでなく、早い段階から社会や政治への参加意識を高める取り組みが大事であると思います。

紀美野町では、昨年、7月30日、一般社団法人海南青年会議所主催による紀美野町子供議会が役場本議会議場で開催されました。これは、紀美野町の小学生に町議会を体験してもらい、自分の住むまちの姿をよく見詰め、町に対する意見や提案をしてもらうことで政治を身近に感じてもらうとともに、まちづくりに進んで参加しようとする意欲を高めてもらうことを目的としたものであり、町内4校の生徒代表が参加しました。私は所用があり、リハーサルだけの参加になりましたが、子供たちが議長や委員役になって町長や執行部にさまざまな質問や提言をしたと聞いています。

また、ことし7月26日、下神野小学校6年生の児童13名が校長先生を初め教頭先生、担任の先生とともに紀美野町役場を訪れ、本会議場の見学と議会について勉強しました。このときも子供たちは事前に多くの質問を用意し、議長が答えるという形で進行し、子供たちは熱心にメモをとっておりました。終了後、子供たちは生き生きとその感想を語ってくれました。

このように将来の紀美野町を託す子供たちに、今から実際に議会の体験をし、まちのことを考えてもらうきっかけにすることは大変意義のあることだと思います。

以上のことから2点質問させていただきます。

①、下神野小学校で実施した6年生の議会見学会を現小学校の恒例行事にしてはと思いますがいかがでしょうか。まちの考えをお伺いいたします。

それと、2点目。岩手県一関市立千厩中学校で実施したような中学生議会を紀美野町でも実施する考えはないかお伺いいたします。

2点目ですが、ジュニア救命士の育成についてお伺いいたします。

ことし1月18日付の公明新聞に、茨城県水戸市で小学生を対象に救急現場で適切に救命活動できる児童を育てるためにジュニア救命士の養成講習が行われたという記事が掲載されていました。その背景には、一昨年、水戸市の小学校で体育の授業中に心肺停止で倒れた児童を近くにいた教師がAEDを使用して命を救う一幕があったといます。水戸市の小学校における救命講習は授業の一環として実施し、市消防本部の職員が講師となり、応急手当の目的や必要性について講義するほか、心臓マッサージやAEDを用いた質疑などを行い、講習を受けた児童に市オリジナルの認定書が渡されるそうです。

このように、講習をきっかけに小学生みずから率先して救命活動ができるようになれば、大人がいないときでも救える命がふえると思います。

現在、紀美野町の高齢化率は42.6%で、今後さらに高齢化が進んでくるのは目に見えています。そんな中で、小学生に救命士の講習を受けてもらい、守られる側から守る側になることは、本町の救命率の向上につなげることができるのではないかと考えます。

紀美野町では、美里中学校においても、毎年地域を巻き込んだ防災訓練が実施され、その中で消防士さんから心臓マッサージの仕方やAEDの使い方など指導を受けていて、私も毎回参加させていただいていて、大変すばらしい取り組みだと思っています。このような取り組みをさらに小学生を対象にしたジュニア救命士の養成講座を実施し、本町の救命率の向上につなげる考えがないか伺います。

以上です。

(4番 町田富枝子君 降壇)

○議長(美野勝男君) 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長(湯上章夫君) それでは、私のほうから町田議員の二つの質問につきまして答弁させていただきます。

まず、一つ目の質問、小・中学校における主権者教育についての①下神野小学校の議会見学を恒例行事としてはどうか。②中学生を対象とした中学生議会を開催してはどうかについてお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるように、ことし4月に下神野小学校の6学年児童が本町の議場を見学し、皆様方に説明や質問に答えていただきました。その後、まちづくり課の職員を外部講師として招き、町の課題について、魅力あるまちづくりについて提言するなどの事業に取り組んでいます。これは、議員が紹介してくださいました一関市の中学校での主権者教育と同じように、地域づくりに主体的にかかわろうとする意識を育てることにつながっていくすばらしい取り組みだと考えております。

この学習において、議場見学を行ったことにより、授業への取り組みの意欲が高まったと聞いています。

さて議員の御質問の一つ目であります、取り組みの恒例化についてですが、下神野小学校では、今後、継続して行うことを前向きに検討していきたいと考えていると聞いて



おります。

次に、御質問二つ目の中学生議会の開催についてです。

選挙権年齢が18歳に引き下げられたことなどによる主権者教育の高まりから、中学校では政治への関心を高めたいと考え、生徒総会での学校長の講和や社会科の学習の中でも政治への関心を高めるという授業を工夫していると聞いております。

先日、美里中学校では、少子高齢化をテーマに、少子化対策についての施策を考えるという学習を3学年で行っています。今後、中学校では、教室で行える模擬議会、模擬選挙等の取り組みも検討しながら主権者教育に積極的に取り組んでいきたいという考えも聞いております。そんな中、必要であれば中学生議会の開催も検討していきたいと考えています。

以上、一つ目の答弁とさせていただきます。

続きまして、2番目の質問、ジュニア救命士の育成についてお答えさせていただきます。

町内には、小学校3校、中学校2校があり、各学校で教育計画を定め、教育全体計画を初め、現職教育、情報教育、保健教育など個々の教育計画を立てています。その中に安全教育がございます。

小学校の段階では、安全に対する理解を深める。自分の安全を確保する。中学校の段階では、安全や災害に対する適切な判断や対応ができるなどを目標として、各学年に応じた学習や訓練を行っています。

小学校の活動を申し上げますと、交通安全では交通ルールの厳守、危険防止では、地域と一体となって、危険箇所、危険物の発見と除去に努めています。

議員のおっしゃる水戸市のジュニア救命士は、約3時間の講習で、心臓マッサージ、AED使用、脈のとり方などを習っているようでございます。

紀美野町では小学校の高学年と保護者、中学生を対象とし、胸骨圧迫による蘇生法、AED機器の知識・使い方など、初歩的、基本的な救命措置を約60分から90分かけて講習する場を紀美野町消防本部の協力を得て設けています。

また、中学校では地域と協力し、防災訓練を開催し、前述の内容のほかにもマイトイレづくり、消火訓練なども行っています。

本年では、6月16日に小川小学校高学年を皮切りに、6月24日下神野小学校、野上小学校は夏休み前に、地域の防災訓練で8月27日に美里中学校、11月25日に野

上中学校が実施すると聞いております。

ただし、子供たちが完璧に技術をマスターし、緊急の場合に対応できることは理想ですけれども、命にかかわることでもあります、まず、そういう方法や道具があることを学び、災害や蘇生が必要な状況に遭遇した際は、まず自分の命を守ること、近くにいる大人や保護者に知らせ、救急車を呼ぶなどの行動がとれるようにしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長(美野勝男君) 4番、町田富枝子君。

○4番(町田富枝子君) 先ほど、小中学校における主権者教育について、下神野小学校は今後検討していきたいという御返事でしたが、ほかの小学校のほうはどうでしょうか。またお伺いしたいと思います。

2点目の中学生議会についてですが、先ほどジュニア救命士で紹介した水戸市でも、昨年議会政治を実践的に学ぶために市立内原中学校で中学生議会を開催いたしました。この議会当日、議場でなくて議会に見立てて設営した体育館に市長や副市長を初め、執行部が出向き、生徒が議長役を務めて議会を開催したそうです。

1組のチームは、市内に建設予定の清掃工場について質問し、建設に協力している地元住民に喜んでもらうために、工場から出る熱を利用して温泉レジャー施設を誘致してはどうかと提案。2組は、高齢者を介護する家族ケアをする取り組みを主張。3組は、2019年に茨城県で行われる国民体育大会に向けて地域を盛り上げるイベントの開催を提案、4組のチームは、内原地区のまちづくりについてと題してJR内原駅の駐輪場に屋根がないことを指摘し、雨が降ると自転車がぬれて多くの人困っていると改善を要望。このように、中学生においても本当に新鮮なすばらしいアイデアが出ていると聞いています。

先ほど、紀美野町の中学校でもそういうふうなことに取り組んでいるということで、本当に子供たちにいろんな提言をする場を設けるということは、本当にすばらしいことだと思っております。この内原中学校においても7月ごろから3年生が社会科の授業で議会に関する基礎知識や市の総合計画を学習して、地域の課題を考え合い、具体的な議会質問の内容について各クラスで意見交換を重ねたそうです。そんな中で、生徒の1人は、クラスのみならず地域の課題を話し合ったことを通して、自分の考えを主張する大切さを感じた。18歳になったら選挙に行きたいと感想を述べたそうです。

水戸市教育委員会の総合教育研究所の小川佐栄子副所長も、机上ではなく実践的に学習して、主権者意識を育むためにも市内の全中学校に取り組みを広げたいと、このように話をされています。紀美野町の将来を考える上で最も大切なことは、若者が政治に参加することです。若い人の投票率の低さは、政治が身近に感じられないことや、投票に行くのが面倒くさい、わからない、変わらないといったことが大きな原因になっています。まちの課題を考え、いかに住みよいまちにするかを自分たちが主体者となって考えるくせをつけることが大事であると思います。

先ほど、中学校でもしているということをおっしゃっていただきましたが、こういうふうな中学生議会、模擬議会を開催することは大変重要なことだと思いますので、ぜひ実施の方向で考えていただきたいと考えています。

それから、2点目のジュニア救命士の育成についてであります。アメリカのシアトルは、救命率が30%以上と世界一の救命都市と言われています。一方、日本の救命率は、わずか5%未満です。このシアトルの高い救命率を支えているのが、その場に居合わせた人の心肺蘇生法の実施率の高さであり、市民の救命講習率の高さがその背景にあるといえます。何とシアトル市の人口の約半数が救命講習の受講者だそうです。

ここで、平成22年度から子ども救命士育成プロジェクトを実施している山形県村山市の取り組みを紹介したいと思います。実施のきっかけとなったのが、その前年、小学生の保護者から小学生に救命講習をしてほしいという要請があったにもかかわらず、市はその要請を受けられなかったそうです。しかし、よく考えてみると、救命講習は意識づけで大きく向上するのではないかと。アメリカでやっているのだからやれないことはなく、小学生向けのプログラムを開発すればやれるのではないかとということに気づき、検討を重ね、22年から子ども救命士育成プロジェクトを開始しました。村山市は、ライフサイクルのより早い段階、小学生の段階で救命講習を施すことによって、市の救命率の向上につなげることがこの事業の大きな目的であるとしています。

その取り組みをちょっと紹介しますと、小学3年、5年、6年生の3学年を対象として救命講習を行う。そして、この子ども救命士育成カリキュラムに基づき、小学校の先生と連携し、消防署の職員が出前講習を実施する。小学3年生は応急手当の目的と必要性を30分程度。小学5年生は、簡単なけがの手当、救急車の呼び方など45分程度。小学6年生は心肺蘇生法、AEDの操作方法、45分程度などを内容として、この修了者に子ども救命士認定書というのを付与しているのですね。そのことによって、子供た

ちのやる気を高めるとしています。

そして、こうした子供たちへの啓発、教育の効果は周りの大人たちにも波及すると考えます。何よりもこの救命講習が定着したらまち全体の救命率アップにつながるのではないかと考えます。

将来起こるかもしれない自然災害や南海トラフ大地震に備えて、こうした取り組みは絶対必要だと考えますが、いかがでしょうか。再度よろしく願いいたします。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） それでは、一つ目の質問の中で、野上小学校で実施はできないかということでございます。下神野小学校と同じような形式の学年全体では現在しておりませんが、まち探検とかまちを知る学習というのが社会科総合学習の中でやってくれています。その際に、対象の学年がグループを組んでまちを知るという学習方法がございます。その際に、議会だけではございませんけれども、ごみ問題から始まり、介護の、高齢者の関係の始まり、幾つかのグループになって自分たちの研究したい内容をまちに出て、実際に聞いてするような活動はしております。おっしゃるように、学年での取り組みはちょっと現在されておられませんけれども、そのような活動は今後も続けていっていただけます。それにつきましても、学年での取り組み等につきましては、また私たちのほうも議会のほうからお話があった内容も含めてまた学校とお話したいと考えております。

それと2点目でございます。必要性でございます。これはもう必ず必要であるということで、過去から保護者の方、小学校は高学年の方、中学校は全員、地域の防災訓練という中でやっております。これは、人命救助ということ、体の近くで体験として、また知識としても学習する機会というのが非常に大事でございますので、これにつきましては、今後もやっていっていただけるはずでございます。

あと、先ほども、中にもありましたとおり、近くで緊急的なことが起こったら、まず大人の方に連絡して、一番適正な対応をとっていただくということをまず大前提に行いまして、あと、それにAEDが必要であればそれをとりにいくとかいうような、2番目といいますかね、主にならずにできるような、まず自分たちでできるような活動をできる心構えとか体験をできるような活動として、今後も学校のほうでは取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） ありがとうございます。本当に紀美野町は、そういうふうに、子供たちに適切なのか、素晴らしい指導をしてくださってありがたく思っています。

1点だけ。ジュニア救命士の認定書というのですか、オリジナルのそれをもらうことによって、私もそういうふうな救命のやつをやったことがあるのですが、なかなか1回では体得できるものではないし、何回もそういうふうな段階を踏んで、そういうふうに勇気を持って人命救助できる子供たちができるのではないかって、そのように考えますので、そういうふうな認定書の発行はどうでしょうか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 再々質問の中の救命士のほうの認定書の件でございます。これにつきましては、また後消防長のほうからちょっとお教えいただくのですが、各今やられているところの市町のほうで、独自の規則とかルールを決めまして、何時間したらしているというような実例もございます。それも含めて消防長のほうから実例等も含めてちょっとお話をさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） それでは、町田議員の再質問に対して、ちょっと補足的にお話をさせていただきます。

先ほど、教育課長から説明させていただきましたとおり、小学校高学年の方々を対象に、俗に言えば心肺蘇生法の講習をさせていただきます、一応90分コースという格好で9名、入門コースというコースになるのですが、その方々には、こういった、今現在救命入門コースの参加賞というのを交付させていただいています。これが何に基づいてかといいますと、国のほうから示されました応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要項というのがございまして、それに基づいて紀美野町でも要項を定めてございます。その中に明確にこういった参加賞というような様式等々を定めた上で交付をさせていただいているところでございます。議員仰るように、新たに子供救命士の認定書ということになれば、またそこら辺の要項の改正といったこともした上で、明確な位置づけをさせていただいた後に交付をさせていただくような形にしたほうがいいのかというように、私、ちょっと今いろいろとお話を聞かせていただいて考えておりますので、今後、そういったことが実現できるような形に要項を改正し、なおかつそういった新たな

認定書を手にしていただくことによって、今後、成長していく過程の中で、どんどん救命に対して、いろんな意識づけをさらに高めていただけるような形、こういった形をつくるとともに、バイスタンダーの育成に関しては、さらに積極的に、消防本部としてはいろんな取り組みに関して協力をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと、このように思います。

以上、補足の説明とさせていただきます。

○議長（美野勝男君）                      これで、町田富枝子君の一般質問を終わります。

続いて、1番、南 昭和君。

（1番 南 昭和君 登壇）

○1番（南 昭和君）                      それでは、私からは、2点の事柄について質問を行いたいと思います。

まず一つ目は、第2次紀美野町総合計画についてお聞きいたします。

紀美野町の誕生からはや10年が経過し、我が町を取り巻く環境及び現状は大きく変わりました。これからの10年間において、まちづくりの基本理念、空、山、川の触れ合いのある美しいふるさとのもと五つの基本方針を定め、我が町をどのように導いていくのかを、具体策も踏まえてお聞きいたします。

次に、小規模太陽光発電事業についてお聞きいたします。

平成24年7月の再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度開始以降、非住宅分野での太陽光発電は導入が急拡大しています。その導入により、自然環境、生活環境や景観への影響が懸念される事例が起きております。それらのことについて、町としては基本的にどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

以上、2点についてよろしくお聞きいたします。

（1番 南 昭和君 降壇）

○議長（美野勝男君）                      町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君）                      それでは、南議員の御質問についてお答えをいたします。

我が紀美野町は、平成18年1月1日に誕生いたしましてから、10年以上が経過をし、その間新たな事業の展開とさまざまな問題の解決に取り組んでまいりました。その新しいまちのかじ取りを私に託していただいたわけですが、これまで住民の皆さん、企業、各種団体、議員の方々の御協力があったからこそ町職員とともにまちづく

りに取り組んでこれたと感謝をいたしておるところでございます。

さて、紀美野町にはさまざまな問題がございますが、やはり将来の町を考えれば、人口減少対策であります。全国的に人口が減少していること。それから、人、もの、仕事を首都圏に集中させてきた日本にとって、紀美野町のようなまちが人口を増加させることは非常に困難でございます。全国的に多くの市町村にとって同様の問題を抱えており、当町におきましても、問題を整理し、住民はどのようなまちを求めているのかを住民アンケートの結果をもとに、第1次長期総合計画を定めました。

計画には、7本の基本方針を定め、道路整備を初め、教育環境整備、高齢者福祉事業、児童福祉事業、防災対策事業、まちの活性化事業などの多くの事業を展開し、問題の解決に取り組んでまいりました。

また同時に、合併特例が終了しても安定して行政運営が継続できるよう、財政の健全化も求められており、合併直後の経常収支比率は99%で、財政の硬直化が進んでいましたが、平成27年度決算では87%と12ポイントを改善させることができました。

また、基金残高につきましても、合併直後は5億円でしたが、平成28年度末で37億円までふやすことができてございます。しかし、町の財政状況にある程度回復することができたとは言え、今後の人口減少に伴う交付税や税収等の収入の減少に対し、老朽化する公共施設の改修事業費や社会保障関係経費の増加など、今後の町政運営の先行きは依然として不透明でございます。そのことから、多くの住民が最も求める事業や制度をそんたくし、まちづくりを進めていかなければなりません。

そんな中、今後のまちづくりの指針としまして、昨年度のアンケートを実施し、その結果をもとに第2次長期総合計画を策定いたしました。この計画は、平成29年度から平成38年度までの10年間のまちづくりの設計図でございまして、そしてこの計画は、住民の皆さんの思いが詰まった計画に仕上がっております。目指すべき将来像は、第1次計画と同じ、空、山、川の触れ合いのある美しいふるさととしまして、その将来像の実現のため、五つの基本方針と52の施策の計画をお示ししています。具体的な事業につきましては、住民の皆さんの意見を頂戴し、必要性を十分検証した上で事業を展開してまいりたいと考えておりますが、大きな事業といたしまして、消防本部建てかえ、防災行政無線の改修、道の駅建設、住宅の建てかえ、ICT教育の拡充、国道の改良、町道の改良など進めていかなければなりません。

さて、このような事業が山積している中、私の3期目の任期も残すところ8カ月余り

となりました。私が町長に就任させていただいてから、住民の皆さんが住み続けたいと思えるようなまちを目指し、さまざまな課題解決に議員の皆様の御理解と御協力をいただきながら全力で取り組んでまいりました。

まちづくりとは、住民の声に耳を傾けるとともに、安定した町運営が継続できるようなまちの将来像を描き、住民の皆さんが明るく元気で暮らしていけるように、一步一步将来像に向かって進めていくものです。

そして、まちづくりの主役はあくまでも住民の皆さんであり、私は、目標達成のためのかじ取り役であると考えてございます。この考えは、第2次長期総合計画の表題にも住民活力でつくるまちづくりとしておりますように、今後も住民の皆様と協働により、空、山、川の豊かな自然環境の中で、人が出会い、触れ合い、支え合い、生き生きと活力にあふれる美しいふるさとの実現を目指し、まちづくりに取り組まなければなりません。

これからも議員の皆さん方のさらなる御指導、御協力をよろしくお願い申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みちこ君 登壇)

○住民課長 (仲岡みちこ君) 南議員の2番目の質問であります太陽光発電についての御質問にお答え申し上げます。

太陽光発電は、発電時において温室効果ガスの排出ゼロであり、地球温暖化対策の一環として、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、もって環境への負担の少ない自然エネルギーの普及促進を図るため、住宅用太陽光発電設備を設置する者に対し、紀美野町におきましても、議員御承知のとおり、平成24年4月より補助金を交付しています。平成24年から平成28年度末までの交付件数は54件、年々買い取り価格が下がってきていることにより設置希望者も減少しているのが現状です。

御質問の非住宅分野での太陽光発電設備につきましては、小規模の太陽光発電設備はもとよりメガソーラー発電設備ともに国の環境影響評価法の対象外としています。

町では、ソーラーパネルの設置状況は把握しておりませんが、自然環境、生活環境や景観への影響が懸念される事例が起きているとのことでありますが、和歌山県太陽光発電建設に関する主な許認可一覧によりますと、各制度上義務づけられている行為につい



て、根拠法等の説明がございます。例えば、景観につきましては景観法、環境につきましては自然公園法、鳥獣保護法、廃棄物処理及び清掃に関する法律がございます。その他、森林開発、遊休農地の活用には各法により届けが必要となる場合がございます。太陽光発電設備は、火力発電所などのように創業に伴う排気ガス、排水、騒音等の影響がなく、施設の供用に伴う影響もありません。施設を計画する段階において、隣接する住民及び地主に説明するなど配慮が必要であると思われます。今後はこうした再生可能エネルギーの利用拡大を推進する中で、法改正等を注視してまいりたいと思います。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みちこ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 1番、南 昭和君。

○1番（南 昭和君） まちの基本的な考えはわかりました。おっしゃるとおりだと思います。

まちの将来像を考えたときに、多くの分野で多くの施策が必要となりますが、そんな中で、先ほど町長も述べられたとおり、一番の課題は、人口減少に対する取り組みをどう行うかです。第1次総合計画では、平成28年度末での目標人口は1万700人に設定していましたが、実際は9,367人で、想定以上に人口減少が進んでおります。

第2次総合計画では、平成38年末での目標人口を8,400人と制定しておりますが、これを維持するために、今後どのような取り組みを行っていくのが課題となってきます。

私なりに考えますと、人口減少の抑制をするためには、自然減少はいたし方ないとしても、若年世代の転出を抑えて、移住者をもっと呼び込まなければならないと思います。

紀美野町において、移住者の受け入れに関しては、県下においては非常に進んだ自治体だと私は認識しておりますが、それでも想定以上の人口減少が進んでいるのが現実です。自然豊かなこのまちで生活するには申し分のない環境ですが、働く場所がない。やはり、生活をする上でまず収入が得られることが大切です。ハローワークや近隣の自治体と協議できる環境を整えて、広域的な就労支援体制を確立するべきだと思いますがいかがでしょうか。

また、定住移住促進に向けた子育て支援として、定住移住者限定として、またある一定の期間を定めた上の中での保育料を完全無料化としてはどうでしょうか。当町における年間保育料は2,700万円程度であることから、不足する財源は、ふるさと納税の

制度をもっともっと活用すれば案外賄えるかもしれません。

また、地場産業の振興に関しては、町内の産品や特産物等の販売については、従来の販売経路にこだわらず、ネット等を駆使して販売経路拡大を目指してみてもどうでしょうか。例えば、楽天市場、ヤフーショップのように、ネット上に町内の産品や特産物を出品し、販売を行います。そして、手数料はいただきずに生産者に還元する。もしそのような制度を立ち上げて、もしそれらのことがうまくいけば、生産者にとっても今以上の収入が得られ、担い手不足の解消や後継者の育成にもつながるのではないのでしょうか。

今言った事柄は、私の考えるところの一部ではありますが、思い切った施策をほかの自治体よりも先駆けて打ち出さなければ、人口減少のスピードを緩やかにすることはできないと思います。それらを踏まえた上での町の見解をお聞きしたいと思います。

次に、太陽光発電については、一つの事例を挙げて説明をしていきたいと思います。

それは、本年2月に紀美野町長谷宮235番地1において、太陽光発電設置工事が開始されることになりました。地元地区及び近隣住民に何の説明もなく、本件土地は総面積791平米であったため開発許可は要らず、文化財保護法県景観条例及び県立自然公園保護法では規制することはできませんでした。また、本件土地の北西には、長谷丹生神社が隣接し、この神社の創建は1,307年前の和銅3年、西暦710年と歴史的にも文化財的にも非常に価値の高い神社で、法的拘束力は持てなくても道義的に考えれば、地域住民や神社関係者にとって全く理解の得られないまま工事が進んでいきました。工事計画や景観に対する配慮などの要望書を作成し、地域住民、神社関係者からは64名、その趣旨に賛同される方からは456名、総数520名の方から署名をいただき、土地所有者に申し入れましたが、対面して話すことができず、全く受け入れられないままの状態です。今こうして私の手に残っております。最後には、相手方から、自分の土地をどう使おうと勝手じゃないかと言われました。そのとおりです。おっしゃるとおりです。誰しも個人の財産権の制約はできませんが、私も長谷宮地区住民の一人として、神社の目の前に広がる太陽光パネルは道義的に到底納得できるものではありません。

我が町の長期総合計画の基本理念は、空、山、川の触れ合いのある美しいふるさとです。これは豊かな自然環境の中で、町内外の多様な人々が出会い、触れ合い、ともに支え合い、生き生きと活力にあふれる美しいふるさとを実現していきたいという願いが込められています。もし今後、長谷宮地区で起こった事例が町内のそのほかの地区でも起こったならば、この基本理念は大きく揺らぎます。二度とこういった事例が起らない

ようにするにはどうすればいいか、町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 南議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

本当に、南議員の御提言ありがたいと思っております。

そんな中でございますが、やはりこの人口減少、全国的な今の減少でありまして、非常にこれをとめるというすべがないというのが実態でございます。そんな中でございますが、やはり当町が進めてまいりました移住定住者の促進。またできるだけこの町内で福祉施設等の働く場を設けていく、そうした中で現在に来ておるところでございます。

そんな中でございますが、議員おっしゃられたように、平成38年に8,400人と、ちょっと非常に厳しい数字じゃないかと。我々は、人口ビジョンとしては、2040年に6,500人でとめていこうと。こうした理念をつくっておるわけでございます。そうした中の一つの案として、今、先ほど議員がおっしゃられた広域的な就労対策。また、片やでは保育料の無料化ですね、そうしたことをしながら、また一方で、その生産者の生産意欲を高めていくための販売ルートの開発、そうしたことも、今後とも研究をしていきたい、そのように考えるところでございます。

その一つの事例でございますが、今、よく私のところへ、ハローワークの海南所長がお見えになります。この方は奈良県でいらっしやいまして、人口をいかにして海南、海草郡へ残していこうというふうないろいろな案をお持ちでございます。そうした中でもまずは出かけていこうということで、実は海南税務署署長さんも入りまして、そして、海南高校、高等学校の生徒に、地元にはこういう産業があるのですよと、そしてまた皆さんも地元産業への就職してくださいというためのそうした講演会と言うんですか、講義を今やっただいておるところでございます。これにつきましては、地元経営者が次々交代しながらそうした講演をしていくというふうなことも聞いております。やはり、紀美野町だけではなく、海南、海草、また紀の川市も含めて、やはり広域的な中でこうした取り組みを進めていく、こうしたことが今後の紀美野町の発展にもつながっていくのではないかと、このように考えておるところでございますので、一つ御理解を賜りたい。そうしたことでよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みちこ君） 南議員の再質問にお答えします。

非住宅分野での太陽光発電の導入に伴う自然環境、生活環境や景観への影響が懸念さ

れる事例もただいま報告されましたが、今後は規模を問わず、各関係法令に基づき、太陽光発電施設の計画時点において、地域住民の相談をする等、連携を図り、地域活性の可能性を秘めて、クリーンエネルギーの活用をしていただきたいと思います。

昨日、現場を見させていただきました。閑静な住宅街ですが、今後は連携を密にして御相談等乗っていきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

○1 番（南 昭和君） ありがとうございます。

私なりに紀美野町の将来像、そういうのを考えると、まだまだ、私なりに考える案というのはあるのですが、それについては今後所轄課のほうに出向きまして、いろいろな話し合いというか議論を高めていきたいなと思っております。そうした中でやはり最重要課題である人口減少については、それぞれの課というのが分け隔てなく共有していただいて、それにしっかりとスピードを上げて対応していただきたいと思います。

それと、太陽光についてなんですが、私は、再生可能エネルギーの推進については何ら否定するものでもありません。今般のエネルギー事情を考えますと大いに進めるべきだと思っております。

しかしながら、法整備が整わない中で、長谷宮地区で起こったことを知ってもらうため、また、風化させないようにと、去る5月29日に全国神社庁に所属する8万の神社が購読する神社新報に紙面3分の1にわたる記事として取り上げていただいております。こういう形で3分の1をさいて、神社新報で取り上げております。

また、兵庫県赤穂市においては、平成27年12月10日に赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例が制定されております。条例制定の経緯、背景には、太陽光、風力発電設備の設置については、現行法令では規制できない課題があり、設置事業を開始するに当たり、近隣への説明が不十分な状態で事業が進められ、問題となるケースが発生したためだそうです。この条例の基本的な考え方としては、一つ目に、財産権を制約しない協議性である。二つ目に、自治会等の地元説明を必須とし、自治会等の良好な関係による事業の実施を求める。三つ目に、再生可能エネルギー発電設備設置の抑制区域を設け、事業者に対して、抑制区域内で事業を行わないように協力を求める。四つ目として、協議書を十分に審査するとともに、必要に応じて指導、助言、勧告等を行い、事業者に必要な事業の施工を求めるとあり、これら四つ

の考えのもとに条例を制定しております。

紀美野町においても、美しいふるさとを維持するため、二度とさきに述べた事例が起きないためにも、条例の制定を考えるべきではないかと私は思いますがいかがでしょうか。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） ただいま、南議員の再々質問でございますが、赤穂市のほうで条例を制定しているというようなお話を拝聴いたしました。そうした中で、やはり我が町においてもそうした事例が出ているということでございますので、一つ勉強させていただいて、今後の検討課題ということで一つお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） これで、南 昭和君の一般質問を終わります。

続いて、11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） それでは、議長さんのお許しを得まして一般質問を行ってまいりたいと思っております。

まず初めに、ふれあいバスの予約方式の運営についてお聞きしたいと思います。

三尾川・上ヶ井・箕六線、永谷線、それから真国線の釜滝回り、鳥居峠までの、その3線と一前と言うんですか、が予約方式になりまして2カ月が経過いたしました。この方式に変更されまして、利用する住民の反応はどうか。まずその反応についてお聞きしたいと思います。

私が聞いた話にこんな話があります。どこかに出かけた方が、帰りもバスがなければ、つまり行くのと同時に帰りがなければその方はもとの家に帰れないわけですね。以前は、放っておいても時間が来ればバスが来ますのでそれに乗れば行って帰れると。そうなるわけでございますけれども、行くのは、回覧板等で前日までにここへ電話しなさいよと、そういうふうなことであるのですけれども、帰りということになると、ちょっと頭の中に入ってこない。そういうふうなことで、その方も考えたのでしょうけれども、自分が帰りの予約をすると、自動車、タクシーとか、そういう小型でしたら来るのです。頭の中でも呼びやすいのですが、バスを呼んで自分1人乗って帰ると、そんな意識になるんですね。そうなってくるとちょっとこれえんかいなというふうなことを思われたみたいで、人を通してそんな相談があったのですけれども、それは当然予約して乗れる

ようにされたらどうですかってことで、お答えもしたのですが、このように遠慮する方もあるようであります。住民の方々が不利益など起こっていないかどうか。実施されたことによる状況、また、今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

次に、町の活性化についてお聞きいたします。

今、道路は、国道370号、また、真国を横断する県道、それらの整備が進んでおります。その中で、町の政策的な意味合いという点から考えて、今、町が進めておられます県道野上清水線であります。この道路整備が済めば、有田川町から観光バスで来る客をふやせることになる。つまり、生石山を使って観光バスの、そういう観光業者がお客を集めたいのですけれども、残念ながら県道野上線がまだ完成できていないことから有田川町の藤並インターまで行って、そこから上がってくると。また、そこからこっちへくれば、海南インターを使って帰ります。だから非常に都合が良いのですが、これへ行けないからまた向こうのほうに戻っていかれると、そういうふうなことになるわけですね。これが、完成してつながれば、生石山は現在、生石の山の家、ここも今懸命に支店訪問のことで頑張ってくれて、その収益になるのが、山を家の販売するお金が大きいと思います。

また、麓でも、まちおこしで頑張っている小川寄り合い会の直売所等も通ってもらえる。また、こっちへ来れば町内の宿泊施設のお客さんにもなってもらえると、そういうふうなことで、この線が本当に政策的という意味合いからして完成が待ち望まれているというふうに思います。議会でも海南・海草議員連絡協議会のメンバーの議員さんを先頭にこの道路の早期完成を県に要求しているところがございますけれども、町としても大事な課題であることから上部機関等にさらに協力を進めていただくと、強めていただくということが重要であるかと考えます。この道路の完成については、平成33年に完成というふうなことも伺っているのですけれども、実際に平成33年で完成ができるのかどうか。町の取り組みと同時に将来の見通しについてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、町長の今議会の開会冒頭の挨拶の中で和歌山市との地域連携という言葉が出てまいりました。これについては、初めて聞いたわけがございますけれども、以前は、広域連合ということがあって、和歌山市を中心とする和歌山県内に海草が入っておったかというふうに思います。当時、広域連合が合併かというふうな流れの中で合併のほうがどんどん進んでいって、一旦広域についてとまってしまったかというふうに思うんです

が、今、また地域連携という言葉が出てまいりまして、この意味合いからして、どのようなことを考えて、どのような方向が考えられていくのか、これについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、IRについてお聞きいたします。

国は、IRという、カジノを認めるというとんでもない法律をつくってしまいました。そして、それを受け、和歌山県では、県と和歌山市がマリーナシティにその施設を建設すると言っているわけでありまして。マリーナシティにそんな施設ができれば、このまちでも遊びに行く人が出る可能性があります。

歴史的に見てみまして、西暦689年、ですから、今から千数百年前ですね、持統天皇という天皇さんが、先代の持統天皇さんの前の天皇、この持統天皇さんの旦那さんですけれども、その方がさいころ賭博に凝ってしまって、そういうふうなことから、旦那さんが亡くなって持統天皇が後継をしたときに、そういうのはとんでもないということで、さいころ賭博について禁止すると、そういうふうな勅令を出されたというふうな歴史があるようですが、それが一貫して流れて現在まで来ているわけですね。

ばくちというのは、高野寺領の中で、高野山のほうから、各自分とこの寺領の庄屋の奉公に出している、公文書の中でもばくちを禁止するということについて通達を出したりしているわけですがけれども、これは大変大きな問題になってくる可能性があると思います。

日本人は利用させないというふうに言っているようでありますけれども、外国人だけを利用させるということが可能なかどうか疑問ですよ。県知事自身も、当面外国人に限ると、当面という言葉をつけております。また、実際にギャンブル対策基本法ができるまでと、それまで外国人だということで、日本人は利用させないというふうなことでありますけれども、本当にそういうことで行くんかどうか。実際、当面とか基本法ができるまでとかっていうふうに言ったら、日本人は利用させないというのがから文句になってくるのではないかと、こういう心配が当然出てくるわけでありまして。

カジノ等の依存症というのは深刻な問題でありまして、依存症というのは明確な治療法がないそうですね。実際に、きょうは1日かけ事をしなかったぞという日を積み重ねていくというふうなことをやっていくのが対策というのですか、そういうことになってくるというふうに聞くのですけれども、日本で、パチンコを初め、競馬、競輪などの依存症有病率というのは世界で一番高い国だそうです。男性で9.6%、女性で1.6%、

合わせて11.2%もあるわけで、次に多い国がオーストラリアの2.1%、スペインの1.7%、これがさらに1個飛んで、ラスベガスを持っているアメリカでも1.4%と。日本人というのは非常にのめり込みやすい性格を持った人が多いようです。そういうようなことで、町として、IRというのはどうかということですね。さきに、11.2%の方がというふうにありますけども、調べたら632万人依存症の方がおるそうですね。単純に行くと、大体1万人分の1というのが我が町というふうになってくると思いますけれども、そうすると、600人ほどですか。町内におつても不思議でない。現在、パチンコとか、いろんな競馬や競艇やとか、そういうふうなものが。これが大体言わんのですよ。私は依存症ですって言わんのがこの病気の特徴で。ですから、どなたがそういうふうなことになるかわからない。しかし、大変なのが、これ放っておくと、やっぱり家庭崩壊になっていたり、挙句の果てには自殺、パチンコなんかでも時々トイレの中で首をつっておられる方があったりするそうですね。突然、パチンコ屋が何か改装するとかなんとか言って休むときはそんなことがあるときというふうなことを耳にしましたけれども、大変な状況になってくる可能性があるわけでございまして、今、カジノということについて、今後どうなっていくのか、実際は、マリーナシティというのは、場所的には狭いということがありますけれども、しかし、何にでも、紀美野町から非常に近いところでありますので、それでなくてもパチンコに走る方もたくさんおられるわけで、これ以上町内の方々にそういうことが起こらないためにも、IRをマリーナシティというのはやめていただけるように要請するべきではないかというふうに考えますが、御見解をお聞きしたいと思います。

以上、4点答弁をお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 私から、美濃良和議員の1点目のふれあいバスの予約方式の運営についての御質問にお答えをいたします。

御存じのとおり、コミュニティーバスふれあい号の三尾川・上ヶ井・箕六線、永谷線の全線及び真国・志賀野線の一部区間においては、本年4月1日より予約に基づく運行を開始しており、6カ月間の試行期間を設け、運行しているところでございます。

試行期間から2カ月以上が経過しておりますが、導入当初から現在まで事前に電話を



入れて、予約制になったことを知らずにバス停で待っていたというようなことはありませんでした。このことにつきましては、議員の皆様、それから、関係区長様、地域の皆様の御協力、また利用される方の御理解のおかげで多くの方に周知できたことが、スムーズな移行につながったものと思っております。

さて、利用者数ですが、4月を見てみますと、永谷線と真国・志賀野線の予約区間については、昨年4月と比較しますと若干増加しておりますが、5月は減少しております。また、三尾川・上ヶ井・箕六線につきましては、4月、5月とも昨年に比べ大きく減少してございます。ただ、現時点では、2カ月分の状況しか把握しておらず、余りにも判断材料が少ないため、分析するに至っておりません。引き続き、試行期間中の状況に注視しながら、関係する方々から御意見などもいただきながら、運行のあり方を協議検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) それでは、私のほうからは、美濃議員質問の2問目の町の活性化についてお答えをさせていただきます。

県道野上清水線の中田地区から札立峠までの間、2.6キロ区間の道路改良事業につきましては、平成25年度より事業化され、全体事業費39億で現在事業を実施中であります。平成28年度末現在の進捗状況は約18%と聞いております。年間約5億円弱の予算の配分をいただいているようでございます。

現在、起点側と終点側、両方からの工事を実施していただいておりますが、急峻な地形上、工事の進捗においても限界があるように聞いてございます。

議員御質問の上部機関の働きかけにつきましては、県、町村会要望を初め、県道改良関係の要望があるごとに行っているものであります。県も要望に応え、早期完成を目指し、年間の工事実施可能額ぎりぎりまで予算づけを行っていただいております。

今後とも町議会、町執行部における要望が重要であると思われまますので、御協力をお願いいたします。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうからは、美濃良和議員の3番目の和歌山市との地域連携についての御質問にお答えをいたします。

和歌山市との地域連携につきましては、連携中枢都市圏構想に基づき、和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町の4市1町で連携中枢都市圏を形成していくという計画でございます。

連携中枢都市圏構想とは、国が提唱する構想であり、指定都市や中核市のように、相当の規模と中核性を備えた中心都市が近隣の市町村と連携し、1、圏域全体の経済成長の牽引、2、高次の都市機能の集積、強化、3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に取り組むことで、人口減少社会にあっても一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持していくことを目的とするものでございます。

連携する取り組みは、地域の実情に応じて柔軟に定めるものですが、圏域全体の経済を牽引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、具体的には、他都市の事例では、一つ、圏域全体の経済成長の牽引では、広域観光の推進や地場産品の郷土PR、2、高次の都市機能の集積、強化では、駅周辺地区の整備など、3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上では、図書館やその他公の施設の広域利用などについて、近隣市長と力を合わせて取り組んでいこうとしているものでございます。

現在、和歌山市を中心に、海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町の4市1町で事務レベルでの協議を進めているところでございます。

今後の予定は、現時点ではまだ未確定ではありますが、各事業部門会議や首長級会議で検討を重ね、和歌山市との連携協約の締結の議案を議会に上程させていただく予定となっており、今年度末に都市圏ビジョンの公表を予定してございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

（企画管財課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

（産業課長 米田和弘君 登壇）

○産業課長（米田和弘君） 私からは、美濃議員御質問の4番目のIR、統合型リゾートについてお答えさせていただきます。

まず、I Rにつきまして、昨年度、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律が、平成28年12月26日に施行されました。その法律に基づき、現在、関西圏におきましては、大阪市、泉佐野市、和歌山市が誘致に名乗りを上げているとの状況とのことです。

和歌山県、和歌山市においては、観光振興に寄与するとともに、経済波及効果や雇用創出効果が期待でき、地域活性につながる有効な手段の一つとして、統合型リゾート施設、一部カジノを含む、をマリーナシティに誘致を進めていると伺っております。

その中で、議員のおっしゃるとおり、カジノについては、外国人専用とすることで考えているようですが、どういった方法で外国人と日本人とを区別するかなどについては、まだまだ細かな部分が十分見えてきていない状況であり、今後、国の方では、I R実施法案等が秋の臨時国会へ提出を目指して進められているようです。

議員御質問の、町としてI R施設の計画取りやめを勧めるべきでないかとのことです。が、それぞれ、メリット・デメリットが想定される中で、リスクに対しては最大限にきちんと対応していく必要があると思います。

現時点では、町といたしましては、今後の国の動向を注視しながら、また、和歌山県、和歌山市の動向をあわせて注視していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、I R、統合型リゾートについての答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

- 議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。
- 11番（美濃良和君） まず初めのふれあいバスの件でございますけれども、課長さんも申されましたけれども、三尾川・上ヶ井・箕六線については、本当に大きくお客が減っているのですよね。大体4月は、25年、26年、27年、28年とこの4年間見てみましたら、大概40人台から、28年で32人となっているのですけども、ことしは5人、また5月は40人台で、28年、去年だけで32人であったのが、ことしは3人と、こういうふうにならなくなっていると、大きく影響が出てきているのではないかと思うのですね。私の聞いた話では、やっぱりわからんのですね。少し、最近では、6月、7月を見ていかなきゃわからんのかわかりませんが、電話の仕方についてもよくわからんという方もおられるし、それから、もう一つは、土日挟むとあかんのですね。前日までと。土日挟んでしまうと金曜日にやっとかんと来てもらえなくなると

いうふうなことにもなったりするのですけれども、こういうふうには、そこまで段取りができるのかどうかですね。3日前に段取りして行けるのかどうか、そののところもあつたりして、とりあえずそのように土日挟む前の対策というのはどうであるのか、何らかの方法をとっていただかなければならないのではないかとこのように思うのですが、どうでしょうか。

それから、370の、野上・清水線ですね。今、課長さんが答弁いただいたのですけれども、現在18%、5億弱の消化だと。ちょっと答弁なかったのですけれども、平成33年までに予定どおり行くかどうか。これについてはどうですか。ちょっとそれは難しいのではないかと。聞いたのでは、両端からやっているわけですね。大体毎年100メートルぐらいずつ、両端、100、100の200メートルと。この程度しか行けないぐらい急峻であり、現場が難しい状況になっていると。そういうふうなことであつて、単純に計算してみても、200メートルずつだとまだ2キロほど残っているわけでしょう。そうすると10年ということになってくると思うのですが、10年間かかってしまえば、政策的な意味というふうには、先ほどから私は思っているのですけれども、町にとって本当に大事な、町長の言う道の駅ですか、道の駅も370とこの線を結ぶ渡しにということと考えておられるようですが、この点から言っても、いろんな点で難しくなってくるわけですが、まさに町の活性化について大きな意味合いのある、そういう道路であると思います。これについて難しいと、さぼっているのではなくて難しいと。こういうふうなことになってくるかと思っておりますけれども、そうなってくると、まちの活性化についてはどのように進めていったらえんかということにもなってくるかと思っておりますが、その点から進捗もあわせて答弁をいただきたいと思っております。

それから、地域連携ですけれども、先ほどから課長の答弁聞いていましたら、地域創生ですね。地域創生で、要するに地域創生というのは、田舎のまちをよくしてやろうというんじゃなくて、人口も減ってくることやし、市を中心にまとめてしまおうというふうなところが強いわけですね。国で言うならば、大阪、名古屋、東京と、この三つだけを中心に国際競争力に勝っていくと。そういうことで、この三つの都市を1時間で結ぶ、そういうことでリニアモーターカーをつくって、これをつないでいく。そして国際的な競争力をつけて世界に勝っていくという構想だそうなのですが、小さくはコンパクトシティですか、そういうふうなところ等、要するに、本当に小さいところであつたら、紀美野町のようなところは、動木の役場を中心にとするのは国の方針ですよ。我々は

それに対抗してそうではないというふうに頑張らなあかんと思うのですが、そういうふうな形になってきやしないか。今、課長の答弁を聞いていて、非常にそういう面で心配するのですが、それについてはどうであるのかお聞きしたいと思います。

それから、もう1点。IRですが、実際、西暦689年ですか、今から千数百年前からばくちは禁止されてきているわけですね。そういう中で、国での戦争が終わって、復興対策として公営ギャンブルという形で競艇とかそんなものが行われるようになった。それで、そのもうけの多くが国のほうに財源として入って、いろいろなところを使うということで公営ギャンブルが認められてきた。ここもおかしいですけどね。パチンコや遊戯だそうなのですが、それでも非常に大きな問題が起こっていて、先ほど言いましたように、時にはトイレで首をつっておられるという悲劇も起こっているというふうに聞くのですが、こういうふうな形で、いいところもあれば悪いところもあるというふうにおっしゃられましたけども、うちにとってどうであるのかですね。実際、ばくちですから、その周辺でもうけたお金はばくちの金になってしまうと。それで、さきに言いましたように、公営ギャンブルじゃありませんから、民間ですね。そのもうけのほとんどがその会社に持っていかれてしまう、今心配されるのがそういうことを仕事にしている連中ですね。ですから外国のほうに金が流れる心配、そういうところがあったりして、和歌山市も現在まで3回これについてのモニターですか、調査をやっております。1回目が、483人を対象にして386人が回答したのですが、賛成派が44.3%、反対派が44.9%だったそうです。2回目が、賛成派が52.7%に対して反対派は23.1%、それが3回目になってまいりますと、賛成が41.6%に下がって、反対の方が47.8%、こういうふうに、反対がだんだん多くなってきているというふうな状況にあるように聞きます。余りこういうふうに、地元としても反対が多くなってきているものでありますし、青少年に対する影響が大きい。あそこは普通に遊びに行くところですが、そこで、普通の若者が、子供が見たりして、カジノというものが頭の中に刷り込んでいかれたら大きな問題になると、そういうふうなこともあるように思います。

さっきから言っていますように、632万人ですか、依存症の方が。実際、カジノが行われない状況でも、パチンコを中心に、そういうふうに依存症の方がおられて、その中で家庭のいろんな悲劇が起こったりもしてきているわけですが、あえてここでそういうふうな、もっと大きいのですよね、パチンコよりも動く金が。そういうふうに

なってくると、近い距離にある紀美野町ですから、この町の家が悲劇に遭うようなことになっては大変だというふうに思います。

良いか悪いかって、ええこともあれば悪いこともあると言いますが、紀美野町にとって、それによってほとんどいいことないのですよね。そういう心配のことのほうが多いということであるならば、これは、やはりそういうような施設についてはやめてもらえるように、町としても働きかけをするべきではないかと思いますが、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細谷君。

○総務課長（細谷康則君） 美濃良和議員の再質問、ふれあいバスについてです。

先ほど、三尾川・上ヶ井・箕六線の乗車利用者数、議員のほうからもおっしゃっていただいたのですが、確かに、昨年度と比べますと、1割ないし2割ぐらいの利用しかしていないということで、2カ月がたった時点でこの大きな落ち込み、大変危惧しておるところでございます。早速原因を調査していきたいと考えております。

それで、予約に対しても、電話の仕方がわからないという御指摘も議員のほうからございまして、また、平日の前日までの予約制になっておりますので、土日を含め場合は金曜日の午後5時までに予約をしないといけないと、こういう御不便もおかけしているのも一つの要因であるかもしれません。

それから、予約センターのほうには、行きの予約が入ったときに帰りは何便で帰りますかと、そういうふうに訪ねてくださいというお願いもしておるのですが、こういうことも徹底することで、先ほど申されました、遠慮して、ちょっとと言わなかったみたいな、そういうことをなくしていきたいと考えております。

現在は6カ月間の試行期間中でありまして、あと3カ月ぐらいで6カ月が過ぎていきますので、早急にいろんなことを調査して、そして聞き取りとかもして、いろんな御意見などをもとに関係者とともに協議検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 私のほうから、美濃議員の2問目の再質問にお答えをさせていただきます。

完成はいつになるのかという御質問と町の活性化はどうかということですが、美濃議員おっしゃるように、平成33年という数字は、ちょっと私のほうでは把

握してございません。県のほうで私のほうが聞かせていただいているのは、平成31年度を目標に完成を目指しておるといふのを聞いております。確かに厳しい目標であろうかと思いますが、先ほどの答弁でも申したとおり、県のほうも一生懸命頑張ってくれておるといふことですので、御理解を賜りたいと思います。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の3点目の和歌山市との連携、地域連携という点で御答弁を申し上げたいと思いますが、これは、議員が申されましたように、コンパクトシティの前哨ではないかということですが、そうではなしに、中核地域連携という、そうした政策の中の一つです。したがって、今、紀美野町では、消防指令室、これなんかも和歌山市を中心にしてやっているというのが現状でございます、やはりこの地域連携によりまして、紀美野町の人が、例えば和歌山市の図書館へ行って本を借りると、そしたら同じ連携の中でございますので会員として取り扱ってくれると。極端な例ですよ。そうしたことをお互いにしていきましょうと。そのかわり、和歌山市の方が紀美野町へ来られてもね、やはり会員としての取り扱いをすると、こうした大きな考えの中でございますのでね、これからこの地域連携、私は進めてまいりたいなど。そして、いろいろ意見を申すところは申し、そしてお互いに、やはり広域的な中での行政というのも一つ考えていきたい、そのように考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、4点目のIRについてですが、非常に難しい問題ですね。メリットとデメリットがあると。メリットといいますと何なんと言いますと、総合リゾートやと、総合的なリゾート施設ということですので、今、カジノ、カジノと言われていますが、ホテルやら何やら会議場やいろいろ総合的にできるわけですね。その中にカジノがあるというふうなカジノやと思います。そこで、今、県なりまたは和歌山市が提唱しているのは、あくまでも外国人が利用できるそれに限るといふふうなことで提唱しておりますので、議員が申されますように、これによる依存症ですね、これはある程度避けられるのではないかというふうに思います。また、デメリットは、あくまでも雇用が創出する。そして、今の、先ほどの問題ではないですがね、もっと広域的により刺激的なそうした施設ができ、そして経済対策になっていければというふうに私は考えておるところでございます。

ただ、やはりこれからの県や和歌山市、また国のほうにおいても何か審査会みたいなものがあるらしいですね、審議会ですか、そうしたもので、全国に二、三カ所つくりたいというふうなことが審議されているらしいのですが、そうした中での動向を見ながら今後とも考えていきたい、そのように考えておるところでございますので、一つ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） ふれあいバスについては、今後、協議もするとかというふうなことでありましたけども、十分に土日対策については、これも何らかの対策をとっていただくわけですね。それで、関係者に最後の協議をして次の方向を決めていくということでございます。それについてはよろしくお願ひするとしか言いようがないのですが、あすからもとに戻すというわけにもならないでしょうから、とりあえず、土日対策ですね、それについてとっていただきながら、また関係者との十分な協議をしてもらうということに要望したいと思います。

次に、道路の野上清水線ですけども、実際、本当に県も頑張っていることには間違いないというふうに思います。町も頑張っていることには間違いないと思いますけれども、何にしても、この道路というのは、非常に、先ほどから申し上げているように、この町にとっては重要なことになってくるかと思ひます。31年の目標ということで、これは恐らく来年、再来年ですか、無理でしょうね。先ほど言っていますように、実際にあの急峻なところで、年間200メートル進むのも大変だという状況になっているとすれば、5年や6年でも難しいというふうに、当然そういうふうに考えるのが妥当だと思うんですけども、そういうふうなことで、町としたら、非常にこの道路が難しいと言ったら、あの関係する地域ですね、生石山から含めて小川、それからこの町のそういう宿泊施設等も含めた、新たな活性化策というものを考えなきゃならないのではないかというふうに思うのですけれども、その辺についてはどうですか。例えば、今でしたら何とか町道ですね、坂本を通る、これが現在あって、非常にカーブも多いし狭いということで問題もあるかと思ひますけれども、その点で何らかの対策をとりながら、しばらく、そこを通過していただかなければならんというふうなことを考えたら、そんな対策を考えることについてどうであるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

地域連携ですけども、広域的な行政だと。図書館の本が和歌山市であろうとどこであ



ろうと借りられると、そのことについてはいいのですけども、ただそれが、国の地方創生との関係で、やはり一つの線を入れて進めていただくと。地方創生の中に組み込まれていくような形になってくれば大変な状況になるのではないかと。悪く言えば。図書館も全体を使えるのだったら別に紀美野町に置かなくてもいいじゃないかという、そういうふうな形になってくれば大変なことになるのですよね。だから、全ての施設等について、やはり我々は地方自治という、これを大事に、憲法の示すように来ているわけですけども、その辺のところはきちんと置いて、広域的なところで広域のええ面だけを進めると、そういうことについて、それでいいのかどうか、もう一度聞きたいと思います。

それから、IRですけども、外国人のみということについては、先ほど私が申しているように、これ知事さんもそう言うてるのですけど、ただし、当面外国人のみと。また、基本法ですか、この秋に実際に動かすための法律ができて、そしてギャンブル対策基本法、議員立法で今進めているようですけども、ギャンブル対策基本法ができるまでとも言ってるのですよね。ですから、外国人対策、外国人のみということは、非常に、ちょっとまゆつばというふうに思わざるを得ないと思うのです。実際にだんだんと世界的にもカジノ利用者が減っているのですよね。そういうふうな状況になっているのですよ。そういう中で外国人だけって。

大体、今、日本に来るお客さんで一番多いのは韓国の方だそうですね。韓国の方でその次中国、それから台湾と、こういうふうになっているのですが、韓国は、これ使えない、カジノを。それはよその国に行ってもできないそうですね。もう一つ、今、日本に来られているお客さんが何を楽しみに来ているのかというと、日本の食事だそうですね。和食。これが非常に楽しみで日本に来られていると。昔、爆買いやなんてもう終わっただけですね。1番が日本の食事、その次にはショッピング、それから日本のきれいな自然というふうに、これが1、2、3番の日本に来る目的だそうです。

ですから、カジノをしようかって言って日本のパチンコに来る人もないし、実際韓国ではパチンコでは2006年に禁止でもう今は1件もないらしいですね。そういうふうな形もとっておるようですけども、日本でもやはりそういうふうな方向じゃなくて、本来のリゾート、それを目的に日本に来るお客さんをふやしていくということが本来望むべきでありまして、メリット・デメリットっておっしゃいますけども、デメリットが圧倒的に多くて、メリットは考えられない。さきに言いましたように、負けた人のお金で、それを胴元がほとんどとって、残りを回すわけでしょう。本来は、ものをつくって

経済というのは発展させるもので、ものをつくり、その中で付加価値をつけながらそのもうけを落としていくというのが本来の経済のあり方だと思うのですが、そういうふうにとらえたら、こういうようなばくちで町を興していこうということ自体が、私は間違っているというふうに思います。

そういう点で、やはりマリーナシティへの、もう一つ加太もあるらしい、最近出てきたらしいのですが、マリーナにしても加太にしてもIRはやめるように働きかけが必要であると思いますが、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

第1問は、要望ということでございましたので、第2問の町の活性化に、県道野上・清水線ですね。これにつきましては、先ほど課長から申し上げましたように、平成31年を目標として、我々は今活動を続けているわけです。要望活動ね。また、一方では、やはり町道の改修というのを同時に進めております。金額的に言いますと、片や5億、片や5,000万。大きな違いはあるんですが、やはり着々と改修を進めているということでございますので、この両方の路線をやはり今後とも進めていきたい。そのように考えておりますので、一つ御理解を賜りたいと思います。

それと、和歌山市との地域連携でございますが、広域的に検討をしていくという中で、今後各4市1町が協議をしながら、これが本当にデメリットばかりであるのであればいつでも脱退したら良いです。そんなことを言うたらまた後ろ向きになりますので、そうじゃなしに、皆さん方と手を携えながら、やはり今後とも広域行政に取り組んでいきたい、そのように考えておるところでございます。

また、次のIRについてですね、これは、確かにメリット・デメリットがございます。そんな中で、今、県また和歌山市におきましては、そうした外国人専用にするということで、一応手を挙げられております。当町としては、やはりこれからそうした動向を見ながら考えていきたい、検討していきたい、そのように思いますので、一つ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで、美濃良和君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（美野勝男君）

本日は、これで散会します。

（午後 3時24分）